

第六十八回
参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和四十七年三月十六日(木曜日)
午前十時二十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

前田佳都男君

柴田 榮君

嶋崎 均君

戸田 菊雄君

多田 省吾君

栗林 卓司君

委員

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

河本嘉久蔵君

棚田 四郎君

津島 文治君

西田 信一君

藤田 正明君

竹田 四郎君

成瀬 幡治君

松井 誠君

松永 忠二君

横川 正市君

鈴木 一弘君

渡辺 武君

野末 和彦君

國務大臣

大蔵大臣

水田三喜男君

政府委員

大蔵政務次官

船田 謙君

大蔵省関税局長

赤羽 桂君

大蔵省銀行局長

近藤 道生君

大蔵省国際金融局長

稲村 光一君

事務局側

常任委員会専門員

坂入長太郎君

説明員

大蔵大臣官房審議官

大谷 邦夫君

大蔵省銀行局金融制度調査官

米里 恕君

通商産業省貿易振興局為替金融課長

田口健次郎君

通商産業省鉱山石炭局鉱業課長

佐藤淳一郎君

本日の會議に付した案件

○関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

関稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。船田大蔵政務次官。

○政府委員(船田謙君) ただいま議題となりました関稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、国民生活の安定、自由貿易の推進に資する等の見地から、生活關連物資を中心に關稅率の引き下げをはかる等關稅率について所要の調整を行なうこととするほか、關稅制度につき所要の整備を行なうため、關稅定率法、關稅法及び關稅暫定措置法について改正を行なう必要がありましますので、この

法律案を提出することにした次第であります。以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

最初に關稅率の改正について申し上げます。

まず、国民生活の安定・充実ははかるため、国民生活に關連の深い物資で、その關稅の引き下げがわが国の對外經濟政策の推進に寄与すると考えられるものを中心に七十三品目について關稅率の引き下げを行なうこととしております。主要な物資としては、農産品では紅茶、タマネギ、大豆、食用植物油などが含まれており、また、工業品では、乗用自動車、家庭用電氣製品、写真機、化粧品などがその対象となっております。

次に、輸入自由化に対応するため、ハム・ベーコン、配合飼料、重油等十二品目について關稅率の調整を行ない、自由化実施の日から適用することとしております。

さらに、各種の産業政策上の要請に対応するため、酒類用粗留アルコール、銅の塊等九十三品目について所要の關稅率の調整を行なうほか、すでに暫定關稅率を適用している小麦、ニッケルの塊等八十二品目についてその期限の延長を行なうこととしてしております。

また、昨年三月の当委員会における附帯決議の御趣旨に沿ひまして、協定關稅率が適用されない国または地域からの輸入品で關稅格差が生じているもののうち、干しガキ等三十一品目について格差解消のための措置を講ずるほか、従来關稅格差解消措置を講じている品目について引き続き同措置を継続することとしております。

このほか、關稅実務を簡素化し輸入者の便宜をはかる見地から、關稅率の調整を行ない、また、關稅率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に伴い、分類が変更となる品目について所要の關稅率の調整等を行なうこととした

してあります。

なお、以上の關稅率の改正に伴い、輸入者の携帯品に対して適用される簡易關稅率について、所要の調整を行なうこととしてしております。

次に關稅制度の改正について申し上げます。

まず、本邦への住所移転に際し、入国者が輸入する乗用自動車の免稅要件を緩和するほか、關稅の減免・還付制度の拡充をはかることとしてあります。

また、特定の用途に供することを条件として關稅の減免を受けて輸入された物品を他の減免要件を満たす用途に転用することを認めるための規定を設けるほか、保稅地域への貨物の搬出入、指定保稅地域等に関する規定について、稅關手續の円滑化をはかるため、所要の整備を行なうこととしてあります。

このほか、今国会で承認をお願いいたしております關稅關における物品の評価に関する条約への加入に備え、課稅價格に関する規定について所要の改正を行なうこととしてしております。

以上、この法律案につきまして、提案の理由及びその概要を申し上げました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) 次に、補足説明を聴取いたします。赤羽関稅局長。

○政府委員(赤羽桂君) 關稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、改正の内容を補足して御説明申し上げます。

最初に關稅率の改正について申し上げます。

参考資料として提出いたしました「昭和四十七年度關稅改正案一覽表」の總括表にございまして、うに、今回の改正対象品目は合計七百七十八品目でございまして、その内訳は、新たに關稅率の引き下げを行なうもの二百三十八品目、關稅率の引き

上げを行なうもの十四品目、暫定税率の適用期限を延長し現行税率を据え置くもの八十二品目、その他従価税率を引き下げるとともに低価品に對しスライド関税を設けるもの等五品目のほか、いわゆる関税格差の解消等の措置を継続するもの四百三十九品目と相なっております。

個別の品目に関する現行税率及び改正案につきましては、この資料を御参照いただきたいと存じますが、以下今回の改正の主要点について、改正の趣旨ごとに御説明いたします。

まず生活関連物資の関税引き下げについて申し上げます。

国民生活に関連の深い物資の関税引き下げにつきましては、昨年三月の当委員会の附帯決議においても物価対策の見地からこれを積極的に行なうべきであるとの御指摘をいただいているところであり、国民生活の安定とともに対外経済政策の推進にも資すると考えられる品目を中心に、合計七十三品目について関税率の引き下げを行なうことといたしております。

これら七十三品目の内訳は、資料の「改正趣旨別内訳」に示すとおりでございます。以下そのおもなものについて御説明いたします。

タマネギにつきましては、野菜価格の安定に資する見地から、新たにスライド関税を採用することとし一定価格（キログラム当たり五十六円十銭）をこえる輸入品については無税とするともに、低価品については従来どおりの一〇%の税率を適用することといたしております。

紅茶につきましては、最近における国内生産減退の状況あるいは本品が開発途上国の関税品目であることを考慮し通常の輸入形態でありますバラものにつきましては二〇%から五%に、また小売り用に包装したものに引きましては三五%から三〇%にそれぞれ関税率を引き下げることといたしております。

次に大豆につきましては、本品が国民の食生活に広い関連を有しており、またその輸入品に対する依存度もきわめて高い点にかんがみ、その関税

を現在のキログラム当たり二円四十銭から無税に引き下げることといたしております。

なお、大豆の関税引き下げとともに、なたね・からし菜の種及び大豆油かすの関税を無税とするほか、大豆油等各種の食用植物油につきましてもキログラム当たり三円の関税引き下げを行なうことといたしております。

次に香水につきましては、国内需要の動向等を勘案し、関税率を二五%から一五%に引き下げることとし、あわせて他の化粧品類につきましても一律一五%の水準にまで引き下げることといたしております。

次に乗用自動車につきましては、大幅な増加を見せております輸出の状況等に照らし大型、小型ともそれぞれ一〇%から八%に関税率の引き下げをはかることといたしております。

また写真機につきましては、わが国企業との競争力の現状にかんがみ、現行税率一五%を七・五%に引き下げることとし、その他の写真関連機器につきましても、同様に現行税率の二分の一の水準まで引き下げることといたしております。

以上のほか、関係業界の現状、輸出入の動向等を勘案し、国際経済環境の改善にも配慮の上、家庭用電気製品等につきまして、それぞれ関税率の引き下げを行なうことといたしております。

次に輸入自由化に對應するための関税措置について申し上げます。

資料の「改正趣旨別内訳」にありますように、輸入自由化の促進をはかる上で、国内産業保護の必要から十二品目につき所要の関税措置を講ずることといたしておりますが、これらの措置を講ずるにあたっては自由化の効果を無にしないよう配慮することといたしております。

以下そのおもなものについて申し上げます。
ハム及びベーコンにつきましては、その原料である豚肉に對してすでに畜産業保護の観点から差額関税が設定されておりますが、これとの整合性等に配慮しつつ新たにスライド関税を採用いたしますとともに、需要者の立場にも配慮し一定価格

以上の輸入品に對しましては、現行関税率二五%を一〇%に引き下げることといたしております。また配合飼料につきましては、内外価格差等に對し、通常の規格のものに對し一五%の関税率を設ける等の措置を講ずることといたしております。

重油につきましては、わが国石油政策との調和に配慮し、新たに関税割り当て制度を設定することといたしております。

以上のほか、内外価格差の大きい精製糖、硫黄等につきましては、それぞれ関税率の引き上げを行なう等その実態に即應した関税措置を講ずることといたしております。

次に産業政策上の要請に基づく関税措置について申し上げます。

各種の産業政策上の要請に基づき関税上の措置を講ずることとしております品目は、従来の暫定措置をそのまま延長するものを含めまして合計百七十五品目であり、これらの内訳につきましては、資料の「改正趣旨別内訳」に示すとおりであり、酒類用粗製アルコールにつきまして、産業立地上の制約あるいは開発途上國に對する配慮等から新たに関税割り当て制度を採用し、一次税率を無税とすることといたしております。また、銅の塊につきまして、最近の市況、生産コストの推移等を勘案いたしまして関税率の調整を行なうこととする等九十三品目の関税率につき所要の改正を行なうことといたしております。

なお、小麦、ニッケルの塊等八十二品目につきましては、内外の諸情勢にかんがみ、それぞれ現行の関税率を据え置くことといたしております。次に協定税率が適用されない國または地域の産品に對する関税格差の解消について御説明申し上げます。

いわゆる関税格差の問題につきましては、従来より国内産業事情の許す限り極力その解消に努めてまいりましたが、今回の改正におきましても、昨年三月の当委員会における附帯決議の御趣旨に沿ひまして、現在関税格差の生じております

三十九品目のうち、干しガキ等三十一品目について格差の解消をはかることとしております。この結果、格差の残されるものは、生糸、絹織物等国内産業の実情、市況の推移等からみて格差解消が困難である八品目のみとなります。

以上のほか、今回の改正におきましては、税関実務を簡素化し輸入者の便宜に資する見地から識別の困難な同種類品の品目について関税率の調整を行なうとともに、関税率表における物品の分類のための条約の改正に伴い分類が変更となる品目について、税表の簡素、明確化に配慮しつつ所要の関税率の調整措置を講ずることといたしております。

なお、香水、腕時計、ウイスキー等の関税率引き下げ等に伴い、輸入者の携帯品に對して適用される簡易税率について、所要の調整を行なうことといたしております。

次に関税制度の改正について申し上げます。
まず、本邦への住所移転に際し、入国者が輸入する乗用自動車については、外国において一年以上使用したものであることが免税要件の一つになつておりますが、この要件を緩和してすでに使用したものであればよいことといたしております。

また、加工のため輸出された貨物を原材料とする製品の輸入につき減税制度がとられておりますが、その対象範囲を拡大する等関税の減免・還付制度の拡充をはかることといたしております。

さらに、特定の用途に供することを条件として関税の減免を受けて輸入された物品を他の減免税要件を満たす用途に転用することを認めるための規定を設けるほか、保税地域への貨物の搬出入、指定保税地域に関する規定等について、税関手続の円滑化をはかるため、所要の整備を行なうことといたしております。

このほか、今国会で承認をお願いしております税関における物品の評価に関する条約への加入に備え、輸入貨物に關税を課する際の課税価格に關する規定について所要の改正を行なうことといた

しております。

これらの改正による昭和四十七年度の関税の減税総額は、約百二十三億円にのぼるものと見込まれます。

以上で関税定率法等の一部を改正する法律案についての補足説明を終わります。

○委員長(前田佳都男君) 本案に対する質疑はこれを後日に譲ります。

○委員長(前田佳都男君) 次に、前回に引き続き、準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○松井誠君 この法律案が、当面少なくとも主たるねらいは投機的な短資の流入を防ぐという、そういうことにあるというのであります。その問題について少しお尋ねをいたしたいと思います。

十二月の通貨調整後のわが国に対する短資の流入の状況ですね、そのことをまずお伺いをしたいのですが、まず数字からお伺いをしましょうか。

○政府委員(稲村光一君) 通貨調整後の短資の移動の問題でございますが、これは通貨調整直後、通貨調整は御承知のとおり十二月十八日の会議できまつたわけでございますが、それから具体的にきまつたわけから年末まではリース・アンド・ラッダズの逆転と申しますか、逆転がございまして流出が起つたわけでございます。ところが一月に入りましてから最近までのところを申し上げますと、御承知のとおり通貨再調整までの間、八月のニクソン声明以後短資の規制を特に厳重に強めておつたわけでございますが、これは通貨再調整後若干ニクソン声明のありました前の状況に戻したわけでございますが、しかし、いずれにしましてこの短資規制というのは全般的にはほかの輸入に比べましては規制をずっと強くやっておりますわけでございますが、ただ輸出前受けという形の短資の流入は、やはりことしの一月に入りましてからずっとではございませんが、いろんな外国の状

況その他によりまして起つておつたわけでございます。

○松井誠君 それは一月は大体どのくらいあつたと申しますと、これはなかなか先般の御質問にもございましてあれでございますが、これは一月におきましては約七億ドルぐらいの輸出前受けという形で短資の流入があつたのではないかと。これは同時にその前に起つておりました短資の前受けが輸出に充てられていくというそれでございますから、そういうものを引きません前の、いわば一月に起つたグロスの前受けというふうに御了解いただきたいわけでございますが、それが七億ドルぐらい、それから二月につきましてはまだ十分に集計が整つておりませんが、ほぼ同じくらいの前受けという形で短資の流入があつたというふうに思ふ。これにつきましては、こういうような状況でございまして、二月の二十五日に輸出前受けの規制の復活をいたしまして規制をいたしたために、その後は短資の前受けがとまつておりますので、したがって、短資の流入は押えられていくという状況でございます。

○松井誠君 十二月の十八日に通貨調整があつてから月末までの間には大体どれぐらいの流出があつたんでしょうか。

それから、十二月全体のグロスじゃなくて収支というのは数字があるんですけれども、調整後という動きがあつたかという具体的な数字としてはどうなんですか。

○政府委員(稲村光一君) およそで申しますと、ほぼ五億ドルぐらいの流出であつたと思ひます。

○松井誠君 で、一月が七億ドル、これはもつた国際収支の資料によりまして短期資本収支、これはグロスでなくて約五億ドルという、つまり流入した二億ドル、その出入りの差額がこれだけというところで、前受け金の流入額だけであつたら七億ドル、こういうことですね。短資というのはもつぱら輸出前受け金だけですか。

○政府委員(稲村光一君) 国際収支の表にございましてその短期資本、これは通常の場合でございまして輸出前受けというあれではなくて、ユーザン

スの中の為銀を通じないユーザンス——BCユーザンスと言つておりますけれども、この企業同士のユーザンス、為銀を通じない部分のユーザンスがございまして、これがここに入つてまいります。

通常の場合約でございますが、この短期資本収支の大きな部分がそれでございまして、この通貨がこういう不安になつてまいります昨年八月以降の状況で申し上げますと、大体前受けというようなかつた短資は、御存じのように多く通常の意味のユーザンスというものは、これはあまり大きな変化はありませんので、むしろそちらのほうがきつ立つておるといふことでございます。

○松井誠君 輸出前受けの規制を二月の終わり近くにやつたわけですが、そこから先の動きはどうなんですか。

○政府委員(稲村光一君) これは統計そのものがまだ非常に最近の時点でございますので、数字が得られておりませんけれども、為替市場の状況等から判断いたしますと、為替市場は、ドルの売りの圧力が平穏になつておりますので、その短資の流入というのはとまつておると、非常に異常な流入入といふのはとまつておるといふふうに解釈できると存じます。

○松井誠君 このもちろつた資料によると、二月の短期資本収支が三億五千万ドルということになつております。これは収支ですからわかりませんけれども、しかし、それにしても二月の前受け金の調整までが約七億ドルだとすると、ほうつて置けば一月から二月とさらにエスカレートする情勢だつたといふふうに見えていいわけですか。

○政府委員(稲村光一君) 御指摘のとおりでございます。この二月の半ばになりまして輸出前受けというものが毎日毎日の市場の状況を見ておりますと、非常に流入のプレッシャーが強くなつておりました。そこで措置をとらなければならぬという状況が続く、短資の流入がふえるであろうというおそれがございましたので、輸出前受けの規制の通達を出しまして、二十五日からとめたわけでございます。それでその二月の統計、これはまだ

だ詳細についての数字が集まつておりませんので

速報で申し上げますと、たゞいま御指摘のように短資、誤差脱漏合わせまして三億五千万ドルの流入といふことになつておりますが、これは先ほども申しましたとおり前受け金だけを考えますと約七億ドルぐらいの流入、グロスのほうでは流入があつた、逆にこの前受けが輸出に充てられた分もあると存じますので、これが全部ここに出てくるわけではございませんが、ネットをいたしましては、そういうこともございまして、二月の短資、誤差脱漏の数字は、速報では三億五千万ドルぐらいの流入といふことになつておりますが、この二月二十五日に前受け金の規制をいたしましてからあとは、先ほど申しましたとおり毎日の為替市場を見ております限りにおきましては、ドルの売りの圧力というのはほとんど平穏になつております。

○松井誠君 その規制を復活する前の流入の圧力、これは問はずもがなでしようけれども、どうしてそういう状況になつていくのか、その理由ですね。

○政府委員(稲村光一君) これは推測の域を出ないわけでございますけれども、やはりこのワイダーバンドの中でドルがだんだんと底値に近づいてきておりました。そこでだんだんとおそろくワイダーバンドの底にひつつくであろう、そこにいく前にひとまず早目に輸出代金を取り寄せておこうという考慮ではなかつたかと存じます。

○松井誠君 きわめて好意的に解釈をすればそういうことになつておもう。しかしそうでなくて、実はやはり円の高切り上げというものを目ざした投機的なものにおいというものが十分あると思ふんです。特にこれはドルは金の交換を停止をされておる限り再引き上げの気配というものは消えないわけですね。したがって前受け代金という形の流入圧力というのは、やはり依然として続いでくるだろうと思ふのです。そこでそれを為替管理、日本のように為替管理を強化するといふ、それを主たる手段として今度のような準備率の引き上げという、いわば間接的な方法というものを

従的な手段にするいわば規制の方法ですね、よくわかりませんけれども、ドイツなんかでは為替管理がもっと自由で、こういう間接的な規制の手段というものが主たる機能を期待をしておるということがほとんどだとすると、その違いというのは一体どこからくるか、政策選択の違いですね、日本の役人が統制が好きだというそれだけではないと思います、何かそういう貿易構造なり何なりからくる必然性みたいなものがあるのかどうか。

○政府委員(稲村光一君) この為替管理に基づく直接の規制と申しますか、それとこのプライス・メカニズムを通ずる間接の規制、そういうほうのいずれをとるか、あるいはそれとどういうメリツトなりデメリットなりがあるかという問題につきましては、これはいろいろと御議論があろうかと存じますが、非常に端的に申し上げますと、おそらくこの最近の、これは日本に限らないこの通貨調整後のヨーロッパ諸国及び日本共通の問題でございますが、ドルの通貨調整後アメリカに対するドルの還流があるであろうというふうに思われていたわけでございまして、それが実際には還流が起らない、むしろ逆に流出のプレッシャーが強い。アメリカからヨーロッパなり日本への流出のプレッシャーが強いということにつきましては、これは原因といたしましては二つあるのじゃないか。

一つは、これは何も私の考えというよりも、いまヨーロッパ諸国の当局者においても同じ考えでございまして、これは先般出席いたしましたOECDの第三作業部会の議論でもそうであったわけでございまして、二つの要因と申しますか、一つは、アメリカとヨーロッパ及び日本との短期の金利差でございます。アメリカの金利が非常に低いという点によりましてアメリカに短資が還流するインセンティブが少ない、逆に出てくるインセンティブが多い、こういういわば金利差の問題が一つございまして、

それからもう一つは、ドルに対する信認の問題、ドル不安と申しますか、心理的なそういう意味の不安、これは逆にいえばヨーロッパ諸国及び日本におけるレートに関する心理的な不安と申しますか、この二つの要因によっておるかと思ひますが、このうちの第一の金利差の要因につきましては、これは準備預金制度等によりましてプライス・メカニズムに基づく実質的な金利差を平衡化するという点によりまして防ぐことができるわけでございます。それから、もう一つの心理的な方面の要因につきましては、これはなかなかこの金利差と違ひましてプライス・メカニズムでは防ぎ得ない問題でございますから、それに基づく投機というものが起こります場合には、これはやはり相当の金利差をもってそれに対して対抗しようとするれば、相当の逆の高さの金利を、あるいは金利差を逆転させなければいけないという問題がございまして、非常にレートに対する不安が強いという場合には、それに対抗するためにはやはり直接の規制でないと効果がなく、こういう二つの面があるかと存じます。

それで、ドイツにおきましては、実はもう一九五〇年代に為替管理を全面的に撤廃をしております、したがって、直接の為替管理をやる。これはもう銀行部門の統制はできるわけでございますが、非銀行部門つまりノン・バンクの部門につきましては為替管理を再導入することは機構的にもできない、むしろ難しい。非常に機構の問題もあり、人の問題もあり、そういうシステムができておりませんからこれはできないわけでございます。それが非常にドイツの悩みであるわけでございます。それにつきましてこの非銀行部門につきましては従来金利差を調整するという意味の預託制度もやっとなかったわけでございます。それがいままでドイツにおきましての短資対策の大きな抜け穴であったわけでございますが、この点につきましては最近、御高承のとおり、現金預託制度というものを実施いたしまして、その点につきましては新しい措置をとったということでございます。

○松井誠君 確かに少しばかりの金利差を求めて動くというようなことは、これは通貨調整、切り上げの不安というようなものの前では飛んでしまふわけでしょうね。ですから少しぐらいの金利差があつても投機的に動くということ、切り上げというものが目の前にぶらさがっている場合には動くんではしょうね。確かに間接的な方法、手段には限界があるだろうとは思ひ。私よくわからんんですが、それだけでも、その資本のほうから言へば、これはなるべく為替管理がなくて商取引の自由化がよいという点に一応はなるわけですが、企業のエゴイズムの結果、こういう形で、輸出前受けという形でどんどん流入して、結局円の切り上げに追い込まれるとなると、全体の資本全体としても言つてみれば利益ではないわけですね。それだけになしに、国民の側から言つてみれば、これは再切り上げということに追い込まれる。しかもそれが企業のエゴイズムの結果追い込まれるということになると、監視するわけにいかない。それをどうして規制するかということになれば、私たちも技術的問題もからんでよくわからないんですが、心配なのは、この間のような八月に大蔵大臣は、日本は完全武装しているからだいじょうぶだと言つたけれども、輸出前受けという大きな穴があつたわけですね。今度の場合、この輸出前受けの規制をやつておればあとはだいじょうぶだという、今度は去年八月の失敗を繰り返さないという、そういうものですか。

○政府委員(稲村光一君) これは率直に申し上げます、為替管理と申しましてもやはり全く完全に全部の短資をシャット・アウトできるといふところまで完全な為替管理というものはなかなかむずかしいかと存じますが、問題は、実際問題としてそれで済むかどうかということであろうと存じます。それで、八月のニクソン声明後の短資の巨額な流入というものは御高承のとおり、その大きな部分が輸出前受けのそういう形をとって入つてきたわけでございます。これにつきましては九月一日にこの措置をとったわけでございます。その後、は平靜になったわけでございますが、今回のこの二

月二十五日に復活いたしました措置は、先般の九月一日でございましたか、とりまいた措置と同じ措置をまたとったわけでございます。これは八月の前受け金が大量に流入いたしましたときの経験にかんがみてとった措置でございます。いまのようなこの措置は、現在とっておりますこの措置を続けていけば八月のような事態が起りまして、前受け金という形で入ってくることは防げるというふうには存じております。ただ、今回の措置は、通常の商慣習からいいますと、相当強い措置でございますから、その意味でこれが非常に長く続くという問題はございませんか、いまのような短資流入のプレッシャーが今後続いておきます間はやはり続けていかざるを得ない、これを続けていけば輸出前受けという形の短資の流入は有効に防げるというふうには考えております。

○松井誠君 資本の側から言へばそういう商取引の阻害をされるという理屈はわかるのですけれども、しかし、ほんとうに商取引かどうか、われわれは全部が全部そうではないと思ひ、疑問を持つんです。さらに、商取引があつたにしたらとて、それだけでは認めるべきかと言へば、これは必ずしもそうではないと思ひ。これはいま言つたように、そのことと申せば、そういう形で国内の通貨、国際通貨が混乱を受けて、結局日本の場合で言えば円の切り上げということに追い込まれるとなると、かりにそれがヘッジであるうと、自己防衛であるうと、そのためにわれわれ全体が犠牲にならなければならぬことではない。そういうことを考えると、これは商取引という大義名分でもって必ずしもわれわれはたじろぐ必要はないと思ひ。しかし、最近ではそういう声に押されてかどうかかわかりませんが、何か輸出前受けの規制を緩和する前提として、普通一年先のものまで許されておるのに、もっと期間を短かくしろとか、プラント類は三年先まで許されておるのにそれを一年ぐらいにしようかと、そういう動き、つまり、そういう形で輸出前受けというものを認

的に為替管理法がございまして、それによりまして直接の規制をいたすことができませんから、先ほど申し上げました輸出前受けの規制というのは、そのうちのほうの系統からの規制をやったわけでございます。それで、申し上げるまでもございせんけれども、この準備預金の制度は、これは銀行に対するものでございまして、輸出前受けに對しましては直接はこの関係がございせんわけでございます。

○政府委員(近藤道生君) ただいま国際金融局長からお答え申し上げたとおりでございますが、これを要約いたしますれば、まず準備預金制度というものはもっぱら国内金融の擾乱要因、これを取り除くための金融政策の一環といたしまして発展をいたしてきております。たとえばドイツの場合で申しますと、先ほど御指摘のございました対外経済法、これは企業に対する措置としてやられております。それから、銀行関係のものはブレンデスバンク法によりまして別途措置をされております。そうして、企業に對する対外経済法に類するものなものを日本でも準備するかどうか、その辺は目下国際金融局等で鋭意研究をいたしておりますが、現在御審議をお願い申し上げておりますものは、もっぱら金融政策の一環といたしましての準備預金制度、これは各国いずれもみな似た制度があるわけでございますが、そういうものとして御審議をお願い申し上げていくわけでございます。

○戸田菊雄君 貿易振興局長に——通産省にまず質問をいたしたいと思うのです。

それでは、輸入ユーザンスの採用について若干質問をいたしたいと思ひますが、これは本きまりにきまつたのですか。制度設定についてどうなんですか。

○説明員(田口健次郎君) お答え申し上げます。

実は銅、鉛、亜鉛等の非鉄金属、鉱石等につきましては、海外の鉱山との間に以前から長期契約を結んでおりまして、引き取りの義務があるというものが数品目あるわけでございます。

○戸田菊雄君 ちょっと聞かれないんですがね。○説明員(田口健次郎君) もう一度申し上げますが、銅、鉛、亜鉛等数品目の鉱石につきましては、海外から長期契約で輸入をするという契約を結んであるものがあるわけでございます。これが国内の景気停滞によりましてわが国企業サイドの海外鉱石の引き取りが非常にむづかしくなってきた、で、鉱石の引き取りを何とかして削減しようとしておる、こういう動きが最近あるわけでございます。

います。で、国内の在庫はふやしているわけでございます。でも、消費がぐっと減っておりますので、やはり引き取りを減らさざるを得ない。そういったしますと、以前から、この海外鉱山の立場から見ますと、日本が長期にわたってこれだけの量を買ってくれるというところでございしたので、従業員をふやしたり、あるいは生産規模をふやしましたし、あるいは場合によっては新しい町ができ、新しい、何といひますか開発ができるというふうな状況にございました。ところが、最近、いま申し上げましたような事情でいろいろな海外鉱石の引き取りが困難になっていまして、それで海外の幾つかの国から、やはりこれでは非常に困る、日本の企業が鉱石を引き取ってくれないと、そういう発展途上国経済あるいはオーストラリア、カナダ等の未開発地域の地域経済の発展上非常に困るという声が非常にふえております。で、そういう対外経済外交あるいは経済協力の観点から、何とかそういう鉱石の引き取りを促進しないといけないのではないか、こういうふうな問題が起ってきたわけでございます。で、通産省にいたしましては、この一月の下旬でございしたけれども、大蔵省に申し入れまして、何とか急遽こういった鉱石の引き取りを促進しないと、海外と非常に摩擦を生じつつあるということで検討してまいりましたわけでございますけれども、やうと大体、線を出していただきました。

その大体内容でございしますけれども、これにつきましては一応、銅、鉛、亜鉛、ニッケル、タングステン、クローム、それからほたる石でござい

ます。この七品目につきまして一応引き取りの促進措置を講ずる。

引き取りの促進措置の内容はどうかと申しますと、従来から当然普通の在庫として持っておった分については、何ら措置をいたさないわけでございます。つまり、通常の在庫を越える過剰引き取り分につきましては、一年のユーザンスを認める。このユーザンスは、実は日本から海外に払うお金の支払いを延ばすということになります。海外鉱山が困るわけで、日本から外国に對しては輸入と同時現金を支払う。国内のいわゆる居住者間同士ユーザンスということで国内で一応その金融が回ります。結果として輸入ユーザンス金融が回ります。通常でございしますと、標準決済の関係で輸入ユーザンスは入着後四カ月でございしますけれども、通常のユーザンスではとも金融が——企業のほうも非常に常に過剰在庫をかかえておりまして、短期の借り入れもやっております。これ以上金融の負担能力がないというところでございします。で、通常の四カ月のユーザンスではとてもこれは引き取れませんというところで、結局、措置の内容としていたしましては、過剰引き取り分につきましては一年のユーザンスを認める、国内の居住者間のいわば外貨の貸し付けと申しますか、これを認める、こういう内容でございします。

で、過剰引き取り分は何かというところでございしますけれども、これは一応考え方としていたしまして、昭和四十四、四十五年度大体企業が持っておった在庫がございしますけれども、その在庫率を一応めどといたしまして、それを越える部分について一応その一年のユーザンスの延長を認める、越えな分については従来どおりの通常の四カ月の標準決済の範囲内でやうと申します。で、一応数字的に申しますと、銅、鉛、亜鉛は大体四十四、四十五年度の企業の在庫率が一・五カ月分でございます。それからニッケル、クローム、タングステン、ほたる石につきましては三カ月分でございます。したがって、それぞれが持ちました在庫率を越える部分のこれからの引き取りにつきまして一

年間のユーザンスを認める。金利その他の面では通常の輸入ユーザンス金融と同様になるかと思ひます。で、金銭的には、実は景気のこれからの動向によりまして消費の数値等が変わりますと、在庫のたとえば額は同じでも消費の額が違ひますと在庫率が変わってくるということ、見通しにすぎないわけでございますけれども、大体いま申し上げました七品目、これから一年間四十七年度の末まで一応やうということでございますけれども、金額的にはその間に約三・六億ドルぐらゐに及ぶ予定でございします。で実施のほうは、それは実施細目をまだ詰めておりませんので至急詰めまして、詰まり次第実施したい。期間は一応四十七年度一ぱい、こういうふうなことで大蔵省との間で話し合いがついているところまでできておるわけでございます。

○戸田菊雄君 それは鉛ないし銅、亜鉛等に対して、ただいま言った七品目、その鉱山資源等に対しての最近の経営状況が非常に悪いというふうなことは、前々から言われておったわけですから、これに對して今回の制度では金利面のこの補てん策をひとつ考えておるということだろうと思ひますけれども、従来四カ月のものを、特例措置として一年間ユーザンス採用によって一体メリツトはどのくらい生ずるという見通しなんです。それからもう一つ、その輸出国の、相手国はどういう国ですか。

それから国内の企業はどういう企業ですか。

○説明員(佐藤淳一郎君) 第一番目のメリツトの問題でございしますが、大体特に非鉄各社が大半まあ十年ぐらゐの長期契約でなければ相手国から買えなかつたという事情もございまして、こういう結果に相なったわけでございますが、本来であれば、これは通常の経済状態であれば、地金として販売できるものはまる在庫になつてしまふというところでございします。で、その意味ではその分が金融の企業として負担まるるかかってくるわけでございます。その意味ではできるだけ低金利であることが企業側にとっては望ましいわけ

ございますが、一般的には大体四カ月のユーザンスを過ぎますと、市中銀行でつなぐわけでございますが、市中銀行の金利が一般的にいろいろ金融によつて違いますけれども、八%ないし九%ということかと考えますと、これが四カ月が一年にわたつてまあユーザンスの金利でやつていただくということになりまして、少なくともその分についてのメリットは相当出ていると思います。ただいずれにしても、これはもとよりメリットがあると思つても、本来売れると予想しておつたものが売れなくて、在庫としてかかえるわけでございますので、その意味ではメリットの計算と云つてもなかなかむずかしいわけでございますけれども、かりに従来の制度でこの在庫をかかえなくちゃならないということに比較いたしますと、少なくともあとの八カ月につきましては、金利差としては相当期待できるというふうに考へておるわけでございます。

それから具体的な実施の細目につきましては、これから法律に従ひまして大蔵省と協議してきめるわけでございますが、いままでの過程でお願いいたしております。内容を申し上げますと、要するに相手国側と長期契約をやつて輸入しておりますので、それで過剰在庫をかかえておるという企業を対象にいたすつもりでございます。具体的に申し上げますと、銅につきましては八社の予定でございます。それから鉛につきましては……

○戸田菊雄君 八社の内容を具体的に言つてくだ

さい。

○説明員(佐藤淳一郎君) 内容と言いますと会社

の名前でございますか。

○戸田菊雄君 もしあれならあとで資料でもいい

です。

それから鉛石を輸入いたしておりますところの対象の国でございますけれども、全部申し上げますとたいへんなあれでございますので、これもあとで資料で申し上げます。おもなところを申し上げますと、銅が非常に金額も大きいもので、銅でちよつと申し上げますと、銅鉱石はフィリピン、ペルー、チリ、コンゴ——最近名前が変わりましてザイル、それからカナダ、オーストラリア等が主要国でございます。そのほかブリスターといつたしましてやはりザンビア等が入つております。これはおもなやつでございますが、そのほか発展途上国の相当の国から輸入しておるわけでございます。

ほかの鉱石も大体これらの国から輸入しておるような現状でございます。

○戸田菊雄君 銅の場合も、鉛の場合も、会社名

ちよつと代表的なものを。

○説明員(佐藤淳一郎君) それじゃ申し上げます

と、日本鉱業、三菱金属鉱業、三井金属鉱業、住友金属鉱山、古河鉱業、同和鉱業、日鉄鉱業、東邦亜鉛、この八社でございます。

○戸田菊雄君 この第一点のいわゆるユーザンス

採用によつて、金利上のメリットはどのくらいか

ということになるれば、相当メリットはあるだろう

けれども、具体的にいまあらわすことはできない

というところでございますが、これは大体そのことによるメリット、金額にしてどのくらい想定できますか。

その辺ちよつともしわかれれば教えていただきたい

い。

○説明員(佐藤淳一郎君) 実は金利につきましても、いろいろ大蔵省と御折衝申し上げましたも

んですから、まだきまりましたのがつい最近でございますために、正確な計算、メリットは出しておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、市中金利との差というものが大体二、三%あると思ひますので、それにトータルの金額をかけて、期間をかけてやらなければいかぬわけでござ

います。これは計算いたしまして、資料をお持ちするときに一緒に申し上げたいと思ひますので、ちよつと計算いたしております。

○戸田菊雄君 結局あれですか。金利操作による一つのメリットというものは、この政府がそれだけ買った側に、いわば何といひますか、金利を補給するというようなことになるのですか、金利を補てやると、結果的には、この措置によつて、それは結局外貨に食ひ込んでいくわけですか。金利操作はどういうことになるのですか、最終的にその辺。

○説明員(田口健次郎君) ただいま現在通常の四カ月の輸入ユーザンスの金利でございますけれども、これは昨日まで大体六・三三%、それからきよから六・五%に引き上げられるというふう

に同つております。鉱石の引き取りをこういう措置を講じないで従来の方式でやつた場合にどうなるかということでございますけれども、その場合でも最初の四カ月間は輸入ユーザンスでござい

ますから、同じ六・三三%あるいは六・五%という金利で四カ月間は同じなわけでございまして。それからあとの大体四カ月ぐらひは、普通の商社金融で輸入しておるわけでありますから、商社の金融をいわれるハネ金融、これでどう変わるに金

融で、これは商社と鉱山会社の間でやっております。さらにそれをこえまして、いわゆる在庫金融ということになりまして、わりと在庫金融の金利が高いあるいは正確なことは私も存じませんが、八%ぐらひの見当でありますというふうに思

うわけでございます。そこですでに四十六年度におきましても異常な過剰の在庫を持つておりまして、銅、鉛、亜鉛といったような鉱山の会社だけでも単名手形の買入れの増が一億前後に達するといふようなことで、金利負担が大きい

ようでございます。今度の措置を講ずることによりまして、結局最初の四カ月間は六・五%同じでございますけれども、あとの分がいわゆる在庫金融と、従来は在庫金融でございまして、一応六・五%のままだと二カ月間いけるといふこと

で、そのあとの期間について約二%程度の金利……しかしながら、これは特段の措置と申します

まして、現行制度の範囲内で極力筋の通る制度にしないでいかぬ、筋の通る制度でなくては採用できないという観点から種々検討いたしました結果、今回、たゞいま通産省のほうから申し上げましたような制度につきまして、大蔵省といたしましても同意を与えたわけでございまして、これはしたがままして、このような事態が長引いては困るわけでございまして、臨時、緊急の措置としてやっただけでございまして、まあほこの一年間ぐらいやれば当然、むしろそこまできなくとも解決を見るのではないかとこの観点に立ちまして考えておるわけでございまして。

○戸田菊雄君 時間が四十分までですからあと五分ですが、銀行局長に。

まあ準備預金制度については同僚議員がいろいろ質問してまいりました。私さう資料請求しまして、国債の機関別引き受けシェア、この一覽をもちました。これによりますと、都市銀行は、四十六年の四月から二月まで、四三・五%、以下いろいろと出てるわけですが、ことに地方銀行は一九・二%、相互銀行が三・六%。そこで、日銀にこの前も質問したのですけれども、この「金融機関主要力および投資一覽」というもので出ているわけですが、これを見ますと、やはり全国銀行とか都市銀行というものは何とていっても筆頭を握っているわけですが、相互銀行とかなんかは非常に低いんですね。これから見て、この国債の今後の引き受け等について支障はないかと、そうしたら日銀総裁としては、いやそれは目下の金融緩和基調の中では心配ございせん。——しかし、いま政府が進めている今後のねらいというものは、やはり経済浮揚政策ですから、ことしの十月ないし十一月等にはこれが再度景気過熱、浮揚過熱ということになりやしないか。かりに景気が浮揚していった場合、そういう場合にまた金融引き締めという、そういう政策に來ないのか。それからまた、大体国債の残高を見ましても三兆九千億見当ですが、現在どのくらいあるか、三兆こえていくことは間違いない。こういう面を考

えますと、相互銀行とか中金とか信金とか、こういう中小企業の銀行がいまの割り当てで十分だといえるのかどうか、その辺が一つ心配です。

それから、もう一つは、銀行のいわゆる住宅金融等を見ますと、あまり一般の住宅金融等についてはそう熱意を持っておられない、各中小金融も、そこで何らかの措置を講じなければいけないと思うのですけれども、ただ不動産等のごういっような状況がある。それが東北縦貫道とか各種高速道とか、あるいは新幹線とか、こういうものが建設される途上にあるわけですから、先回りして土地取得をやる。それが大不動産会社が全部先回りしてやっていると、こういうものが結果的に地価騰貴というふうなことになる。だからさういう面で金融操作上やはり地価抑制等も含めて金融面で若干のさういふものをひとつ配慮していく必要があるのだらうかというところが考えられるわけですが、さういふ問題について銀行局長としてはどういふふうに一体考えられておるか。

それから金利の問題ですね。たとえば、開発資金にしても、いわゆる財投資資金し付けが七・二%だと思ふのですが、それをどどんと上回っている、開発資金でも。たとえば、この政府出資の東北開発とか、あるいは北海道とか、これから沖繩に対していろいろ設置をされていく開発構想、これなんかを見ましても、大体八・二%見当ですね。だからさういふ面が非常にアンバランスだと思ふ。この投資形態について金利上何らかの処置をとっていく必要があるのじゃないか、さういふふうに考えるのです。それから、国債にしましても、いま利子上から言えば、日本銀行からこれを担保にして金を借りる場合は明らかに逆さやです。だからいわば金利上いろいろな角度から見ても不合理というものが存在するわけですが、これでも、さういふ金利上について何か技術的な対応措置をとっていく必要があるのじゃないかと思ふのですけれども、それはいろいろなケースがありまますから一様にこうだということはいえま

せんけれども、いま言ったように、一つは開発資金、ことに沖繩とか、あるいは過疎地帯に対する開発、さういふもの、あるいは政府対民間のさういふ逆さや現象というふうなもの、さういふものについては早いところ何らかの形で是正をしていく必要があるのじゃないか、さういふ考えについて、三点ですけれども、時間がありませんから聞いて私は終わりたいと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) たゞいまの御質疑の第一点国債のシェアの問題でございまして、国債のシェアにつきましては、都市銀行、長期信用銀行、地方銀行、信託銀行、相互銀行、信用金庫連合会、農中、生保、証券会社、その間の比率をどういふふうにしたらいいかというところにつきましては、これは御高承のとおり、お互いのシンジケート団の内部でかなり激しい議論をやりまして、引き受け能力、あるいは先ほどお話しのごさいました預貸率、いろいろな点を総合的に勘案いたしました。最終的に話のついたところでシェアをきめるという仕組みになっております。おそろくは今日中に今回のシェアの決定が行なわれると思ひますが、先ほどお示しのような中小金融機関の立場、それらも十分に反映したものであるだろうというところを期待いたしております。それが一つ。

それから次に、土地取得資金の問題でございまして、これは先般もいろいろ御指摘がございまして、土地取得資金が、最近一、二月特にふえておりますことは事実でございまして。特に不動産業、建設業等を通じて貸し出されております資金量はかなりふえております。その相当の部分が税制の改正、昨年末までが一割で、新年になりまして一割五分になりまして、売り手の側にかかります税率の変化、これは地方税を合わせますと、かなりの負担の増加に一月一日からなつたわけでございますが、この関係もございまして、昨年末にかなりの取引が集中的に行なわれ、その決済資金が一月、二月に出ていったというふうな面もございまして。そのほかに先般も問題になりまし

た健全な意味での土地取得資金と、それから土地の値上がり期待する投機的な資金、両方があるうかと存じます。特に後者にございましては、これは反社会的行為であることが明らかでございまして、その点につきましては、金融団体の集まり等を通じて、経営者の一つの存在理由は、さういふ反社会的な行為を自衛する、チェックするといふ点にございまして、その点に特に力を入れるように指導をいたしております。土地取得資金につきましてはさういふところでございまして。

最後に、長期金利全般の水準の問題、政府関係機関の金利の問題でございまして、これは、確かに御指摘のように、いまの情勢から見まして引き下げる必要があると存じております。今月中にも成案を得まして、できれば来月あたりから引き下げるといふ方向で検討中でございまして。

○多田省吾君 初めに国際金融局長にお尋ねしたいと思ひますが、アメリカ国務省のサミュエルズ次官代理が、十四日の記者会見で、アメリカは間もなく何らかの暫定的な措置をとらなければならぬ、さういふようなことを述べまして、二国間ないし少数国間の公式接触をやるというふうなことを発表されたわけですが、さらに国際金融筋の十五日発表によりますと、まあオーストラリアとか、あるいは開発途上国を加えて、この国際通貨問題で二十カ国蔵相會議を開きたいと、さういふ発表をしておるわけですが、大蔵当局といたしまして、そのいづれが先行するのか、またこれに対してさういふ認識を持っておられるのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(稲村光一君) たゞいまのお尋ねの件は、これからの国際通貨制度を各国間で議論をしていきますにつきまして、さういふ場と申しますか、さういふ場において議論を進めるかという問題であらうかと存じます。これにつきましては、外電によりますと、たゞいま先生御指摘のように、サミュエルズ国務次官補が、その正確なところ、さういふ表現で言ったか、ちよつとわかりませんが、何かさういふ問題についての言及をし

たようでございます。

それから実は日本時間では十時からコナリー長官が全般的な国際金融問題についての演説をやったと申しますか、あるいはやりつつあるのかも申しませんが、ということだと存じますが、これにつきましては、今後将来どういう場面であつていくかという点については、けさの連絡によりますと、特に新しい提案をコナリー長官がやつたということではないようでございます。まあ自分としても将来どういう場において国際通貨問題の議論をしていくかということについては、特にきまつたアイデアをいま持っているわけではなく、ポルカー次官にその点について検討するように言つてある。で、ポルカー次官は、各国といろいろな場におきまして相談をしながらアメリカとしても考えをまとめていきたい、こういう趣旨のことを言つたようでございます。その中には、ただいま御指摘のように、IMFの場において現在の理事会をややレベルを上げたようになつたかどうかの集まりというのを考えることも一つのアイデアとして出ておるようでございますが、まあいづれにいたしましても、全体を通じてこの点については今後各国それぞれ相談をいたしてまいる問題であるかと存じます。

○多田省吾君 アメリカあるいはIMFが国際通貨政策で動き出した状況でございますが、当然私どももいたしましては、アメリカがまあ失業対策をいたしまして、ドル問題で非常に消極的な態度を示しておるが、その問題等についてやはり日本として積極的な要求をすべきである、このように思ふわけでございます。

またさらに、日本のドル減らしの方向でございますが、一昨日の当委員会におきまして、大蔵大臣が、現在二月末で百六十五億ドルの外貨保有量の中で、流動性のあるものは百十億ドルだ、その中で必要なものは六十億ドル程度であるから、五十億ドル程度は減らしたいというような意向を述べられた。で、今後のことを考えますと、昭和四十七年度末、すなわち来年の三月まで考えます

と、やはり今後さらに五十億ドル程度ふえそうだと、いろいろなことを予定すれば、合わせて百億ドルを減らしていく、来年の三月までに百億ドル程度を減らしていくという考えを大臣は示したものであらうと私たちは理解しております。それに対していままで、一つは外国為替銀行に対する外貨預託をさらに進める、あるいは中・長期債券を買い入れていく、あるいは非鉄金属等の原料の買い入れに使つていく、こういうようなことを言つておりますけれども、そのほかいろいろ言われているのは、為替変動点を創設して対外直接投資を進めるのだとか、あるいは輸出急増品に対して何らかの形で課徴金を課する案だとか、いろいろな案が言われておりますけれども、先ほど言つた三つの方策のほかに、いま言つたような二つの方策を考えておられるのかどうかですね。それともこんなものはやらないで、先ほどの三つの方策で十分やつていけると、こうお考えになつておられるのか。まずそれをお聞きしたい。

○政府委員(稲村光一君) 現在の外貨及び今後予想される増加分についてどういうふうな外貨活用の方策を考えていくかという点につきましては、先般当委員会におきまして大臣が答弁されましたとおりでございますが、ただいま先生のあげられましたこの輸出保険、輸出税と申しますか、為替リスク保険、それから輸出税と申しますか、輸出規制の直接の方策等、これは実は為替保険、為替リスク保険につきましてはいろいろと財政負担の問題も出てまいりますし、また輸出促進措置になつてもまた対外的に問題があるというやうなこともございます。いろいろと問題がございますけれども、ヨーロッパ各国で長期の延べ払い輸出について為替保険を最近になりまして実施をしてきておるといふようなこともございますので、現在担当官を派遣いたしましたし、その実態について調査をさせておるわけでございますが、その調査の結果を待ちまして具体的にわれわれのほうとしては検討を始めたいというふうに存じております。輸出に対する直接規制のことに關しまし

ては、これはやはり輸出をそういう意味で抑制するということがはたして日本の経済全体にとつていいのかどうか。景気を回復するという点に關します輸出の持つ意義というのの大きいわけでございますので、なかなかそちらのほうの問題に、第二の問題につきましてはいろいろ問題が多いのではないかと。第一の問題につきましては、ただいま申し上げましたように、制度としていろいろとメリット、デメリット両方あると存じますが、これは検討をいたしてまいりたい、ただこれを日本として制度として採用するのはいかどかは、これにはまたいろいろ問題があるかと存じます。

○多田省吾君 先ほどの質問に続きますけれども、いわゆる外国為替銀行に対する外貨預託のドルの数量でございますが、現在二億ドルちよつとだと思ひますけれども、昭和四十七年度末あたりには、ある人は、三十億ドルくらい預託するんじゃないか、ある人は、四十億ドルから四十五億ドルくらい預託しなければならぬんじゃないかというやうなことを言つておられますけれども、当局としては大体どの程度を考えておられるのか。

○政府委員(稲村光一君) ただいま先生御指摘のように、二億ドルと申されましたのは、そのほか従来から輸入預託をやつておられますので、その残高の上にはそれは更新されておるわけでございますが、その上に先月末二億ドルをいたしたわけでございますが、さらにこれを将来ふやしてまいりたいということ、これは先般大臣が御答弁申し上げたとおりと存じますが、その金額につきましては、これは今後の国際収支の実際の動きがどうなつていくか、それからまた、外国銀行からの買入れを、これはいろいろの意味で、やはり今後とも日本の貿易、金融の面で外国の銀行との關係というのを保つていかなければならぬと存じますので、これを全くゼロにしてしまふというふうにはむろんまいらないと思ひます。そういう両方を勘案しながら、毎月毎月様子を見て実施をしてまいりたいと、こういうふうに存じております。

で、現在のところ目標幾らというようなことは特にごさいます。しかし、状況によつては相当多額の預託を、少しづつではございますがやつてまいりまして、結果としては相当大きな額になり得るというところは考えられると存じます。

○多田省吾君 もう一つの中・長期債券の買い入れでございますが、その中にはそういう債券を買い入れても、やはり外貨保有量の中に数えられるという種類のものも多少はあると思ふ。その種類ですね。

それから、大体どの程度までこれによつて減らす目標があるのか。

さらに、非鉄金属原料の買い入れなんかにはどのくらい来年度末まで減らす予定なのか、その二つをお伺いしたい。

○政府委員(稲村光一君) お尋ねの第一の点につきましては、あるいはこれはやはり公的保有の運用形態でございますから、やはり収益性の高いものといふことと同時に、この安全性を考えなければならぬと、いざというときにはこれを換金できる流動性の点も考えなければならぬと、問題はどうのくらい一体そういうやうないろいろな状況を考えた場合に市中から買えるか。またこれは日本があまりたくさん買うということになりますと、それだけで相場が上がつてしまふという問題もございまして、したがって、そのいろいろな状況を考へてやつていきたいと存じますので、具体的にはなかなか金額のところはいまの段階ではつきりこのくらいということを考えているわけではございません。

それから、外貨準備に計上するかどうかという点につきましては、まあ元来外貨資産をどれだけのやういふものを外貨準備に計上し、どういふものを計上しないかという点につきましては、これは国際的に特に厳格な基準があるわけではございません。まあ各国の判断にまかされておるといふ点もございまして、あまり、と申しまして、非常識なこととはむろん国際的にも問題になると存じます。が、まあその両方勘案しながらいづれにしても運

用し得るものはそうした市場性のあるものに限られることは当然でございます。

それから、その次の非鉄金属の問題につきましては、先ほど申し上げました今回の臨時緊急の措置としてやります非鉄金属の部分についてだけでございます。

【委員長退席、理事柴田榮君着席】

今後どうするかという点につきましては、これはいまのところ特に考えておりません。今後の状況によりましてさらに、まあいわゆるいろいろと民間の御意見その他としては金を物にかえて持つていたらどうかというような御意見があることは事実でございますが、これはいづれもなかなか制度的に現行の制度では認めがたい面も多いわけでございます。まして、こういう点は今後の問題として検討させていただきたいと思っておりますが、現在の制度では、そういう備蓄というようなことは制度上はできないと存じております。

○多田省吾君 銀行局長に準備預金制度について二点お尋ねしたいと思えます。

一点は、一昨日の参考人公述におきまして、信金のほうではやはり中小企業専門金融機関のコスト高ということを考えまして、もし一〇%以上準備率が高められるような場合には、銀行との間のいまの格差が五〇%、二分の一くらいにの差になっておりますけれども、それを二五%程度まで下げてもらいたいというような希望があるわけでございます。まあその具体的なパーセントは別といたしまして、現在以上の差をそのような場合に設けるお考えがあるのかどうかです。まあ五〇%から二五%くらいまでの間に押えるようなお考えがあるのかどうか。

それからもう一点は、館教授のほうから、昭和四十二、三年度のころだと思えますけれども、まああのころ準備預金率を引き上げてよかったのではないかと。当局がそういう判断に立たなかったのは遺憾だと言つて、準備預金率を引き上げて、そうして思い切った買いオペをやればよかったんじゃないかという意見を述べられておりますけれども、

ども、私がこの前お尋ねしたときは、過少流動性のために無理だったというようなお答え一点ばかりであつたわけでありまして、今後の運用というものを考えますと、やはりそういった準備預金率を引き上げて、また買いオペなども思い切つてやっいていくというような併用制をとっていけば相当運用できるんじゃないかと思えますけれども、これはどのようにお考えですか。

○政府委員(近藤道生君) まず第一点でございますが、全国銀行、大銀行と中小金融機関との比率につきましては、従来とも固定的な比率で推移してきたわけではございません。今後とも準備率の水準、中小金融機関の経営状況等を考慮いたしまして、日本銀行と御協議をいたしてまいりたいと思つたままお示しのような点を十分考慮に入れて運用をはかつてまいりたいと思つております。

それから第二点の準備率の引き上げ、そしてオペレーションとの併用というようなことを今後考えるかということでございますが、これは御意見どおりには今後そういうことを十分に考えて運営をいたしてまいりたいと思つております。

○多田省吾君 最後に、船田政務次官に関連して要望しておきたいのですが、一昨日、大臣は、今度の暫定予算の中に、生活保護費等は入るけれども、いわゆる大学の授業料値上げ予算なんかは入れない、このように明言されたわけですね。きのうの衆議院文教委員会におきまして、文部大臣は、暫定予算に組み込まないために入学金等はちよつと無理だろうというようにことを示唆しておりました。まあ値上げしないということですね。しかし、授業料のほうは、予算が通つた段階で文部省令によつて値上げするようなことが言つてゐるわけですね。私はもちろん育英資金なんかは、これは三千円から六千円に上げることは当然やるべきだ、このように思つておりますけれども、入学金はもちろん値上げしてはならない。しかも授業料も、この際、前々から当委員会でごつておりますように、まあ暫定予算を組まれるような状況になつたからというわけじゃありませんけれども、

そういうことも考えて、途中から、四月の末ころ、四月一日にさかのぼつて授業料を値上げするなんていうような手段をとらないで、思い切つてこの際入学金などもとり、授業料の値上げもやるべきだ、そのようにすべきだと思つていただけます。ひとつ大蔵当局としてそういう姿勢で臨まれんことを強く要望しておきます。まあこれは要望です。

○政府委員(船田藤君) 先日の委員会でも、多田委員から御質問がありました際に、大臣が答弁申し上げましたとおり、暫定予算には新規政策というものをどの程度まで組み込むべきかという問題でいろいろ議論があると思つております。いまのお話の趣旨は十分に今後の作業にも反映させてまいりたいと思つております。

○栗林卓司君 海外短資の流入対策ということですが、これまでの質疑に続けて一点お伺いしたいと思つております。

海外短資と言つても、中身がいわゆる純粋な投資資金だけではないことは、これは言うまでもございせん。そこで、投資資金ということではなく、海外短期資金の動きということと考えてみますと、こういう見方が正しいのかどうか、御意見を伺いたいと思つております。

一つは、背景として米国の国際収支赤字が続いているということ、ドルの過剰流動性が増幅をされているということだと思つております。そういう中で、ドルの交換性が将来にわたつて回復の可能性がないとなると、海外の民間銀行なりあるいは多国籍企業なりの持つてゐる準備流動資産というものを考えますと、当然のこととして、どこの国の通貨で持つてゐたほうが一番有利かということも考えた運用をする。片一方ではドルの過剰流動性が増幅されてくるということになりますと、結局その面からもドル安が助長される。そうなつたとく日本における現象はどうかと考えますと、先行きドル不安ということで、輸出前受け金の増加ということが、これまでもあつたように起こつてまいります。そのとき輸出前受け金の支払い資金を

どこから借りてくるかというところ、いろいろな道筋は考えられるとしても、海外銀行から借金をしてくる。ところが海外銀行のほうは何とか有利な形で通貨を持ちたい。端的に言えばドルを手離したいということでありまして、喜んで貸してくれ。したがつて、どこのつまり日本に海外で借りられるドルが集まつてくる。これが今日の外貨準備高がふえていく一面の性格ではなかつたかと思つておりますが、こういう見方は正しいでしょうか。

○政府委員(稲村光一君) この短資の流入ということがどういふところで起こつてくるか、ただいま先生御指摘のような、いわゆる多国籍企業がその流動資産をどう運用するかということ、日本への流入がふえてくるんじゃないかという点につきましては、確かにそういうようなプレッシャーと申しますか、そういう圧力が強くなつてくるであろうというところは申せるかと存じますが、やはり他方何と申しましても、多国籍企業がヨーロッパにほとんど集まつておるわけでございます。この点はヨーロッパのほうから見ますと、非居住者の円に対する運用ということ、親近感と申しますか、そういうような点で、やはり隣の市場なり、国なり、ヨーロッパの中での問題に比べると、そういう意味での圧力というのはそれほど大きくはないのではないかと。ただそういう多国籍企業も、だんだん円の強さ、あるいはそういうものを考えまして、たとえば日本の公社債に運用したいとか、そういう意味の需要と申しますか、それは出てくるかと存じます。こういう点につきましては、実は昨年のいまごろからそういうことになつては困るということから、短期の大蔵省証券なり、要するに短期証券につきましては三月に取得を禁止いたしました。それから五月のときに非上場の公社債についてもやはり取得を禁止いたしました。そういうようなことで、この八月のときにおきまして、おつしやるような意味の、非居住者からする広い意味での投機といひますか、そういう動きというのはほとんどなくなつたというように考えておりますが、ただこれが御指摘

のように、外国の銀行が日本の商社なり何なりの海外支店に貸しまして、そうしてそれが輸出前受けという形で入ってきたことは御指摘のとおりでございます。ただ銀行が日本の在外商社に貸すと申しまして、これはやはり何と云っても、いわゆるレートの関係のリスクだけが大きなあれではございませんで、一番問題なのは、返してもらえないというふうな、そちらのほうの心配が大きいわけでありまして、これは日本の海外の支店なり子会社、商社、その他のそれが信用がなければ、とうていやはり貸せないということになると存じます。この点につきましては、やはり次第に信用力が高まってきておるといことは事実でございます。まして、それが昨年の八月におきましては、そういう道を通じての外銀からの借り入れということが輸出前受けの一つのソースになったということ、これも御指摘のとおりと存じます。

○栗林卓司君 多国籍企業、これは一つの顯著な例として申し上げたので、それから直接の日本への働きかけがあるかどうかということではなくて、多国籍企業を含めて何とかドルをほかの通貨に乗りかえたいという傾向は強まっているが、そうなるべくと、銀行のドル残高というものが、何とかの運用を求めて動き始める、日本のほうは輸出前受けということで何とかドルがほしい、したがって、日本にはドルを何とかの通貨に乗りかえたいというヨーロッパの傾向のまさに逆作用として銀行の借金がふえる、海外銀行に対する借金がふえるというところで外貨準備高がふえているんではないか。もちろん直接の介入はないと思いますが、ただ輸出前受けということとを一つのファンクションにしながら、結果としてドルが日本に流れ込んでくる、海外銀行に対する借金がふえる、見かけの外貨準備高がドル建てでふえるということではないんでしょうかということなんです。

○政府委員(稲村光一君) 一般的なバックグラウンドとして御指摘のとおり状況はあろうかと存じます。したがって、われわれのほう

といたしましては、それに対処するために銀行部門におきましてはいろいろな円転換規制その他の措置によりまして、またインバクトローンの規制でございますとか、一般の企業で申しますと、そういう措置によりまして、これは従来からやっておるわけでございますが、さらに最近におきましては御指摘のような前受け金の規制というふうなことで、そういう意味のそういうプレッシャーがございまして、いろいろと従来からやっておりました措置を続けておるわけでございます。また最近も新しい措置をとったわけでございます。

○栗林卓司君 そこで外貨減らしということはいまの別な呼び方で言えば、海外銀行に対する借金をどうやって返すかということであらうかと思えます。これが外貨預託に託した当局の希望だと思ふんですけれども、ただこまかい数字をお伺いしませんが、最近急速にふえている海外銀行に対する日本の借金の額というものを考えますと、二億ドルというその幅ではなくて、もつと実は巨額な外貨預託がほんとうは必要なんです。それは、そのときにその制度が生きてくるためには、海外銀行よりも有利な金利で提供するということが必要だと思います。そうなりますと、先ほど言われました海外決済資金との関係で外国銀行との関係も将来とも考えていかないとはいけません。それが御配慮として当然であると思えますけれども、ただ時間がございせんので申し上げてまいりますと、そうやって外貨預託をふやしていくということは、世界的に見るとドル不安をさらに強める効果になってくるのかもしれない。その分だけさらにドルの過剰流動性といえますが、ドル不安傾向につながるかもしれない。そうすると通貨不安をさらに促進していくのかもしれない。ただそれは言ったって、今日の通貨不安というのは、もともとドルの交換性がないところに出発していたとすると、その時期に日本がどうやって有利な立場に立っていたらいいのかわかりませんが、むしろそこに着目して、多少あちらこちらに問題が出て、

早く海外銀行の借金は返す、当面の政策として、外貨預託は有利な金利を付して急速に拡大していくということも私は必要ではないかと思えます。その点の御意見だけ伺いまして、時間がきてしましましたので終わりたいと思えます。

あわせて最後に御意見申し上げておきますと、ただいまのこうした対策というのは、準備預金制度として今回改正になりましたものでは対応し得ない分野だと思います。典型的な投機資金の流入というのを考えますと、一〇〇%金利を付利しない対象ということも一応考えられますけれども、そうではなくて、いま申し上げた海外短期資金の流入というのは、事実上取り入れ禁止にひとれないと、実際問題としては、そう考えていくと、その外貨預託制度を含めたほかのまわりの対策というものをむしろ当面の重要政策としてお考えになって急いでいく必要があるのではないかと存じます。お伺いいたします。

○政府委員(稲村光一君) 外貨預託を急いで、その対外借り入れをできるだけ早く、まあ今後の増加をどうも、さらにできれば減らしていきたいという点につきましては御指摘のとおりでございます。ただ、いろいろと先ほど申し上げましたような問題がございまして、やはり有利な金利とおっしゃったわけでございますが、またこれが日本国の公的な資金をもちまして、外国の銀行と競争をするというふうなことになると思います。これまたジャパン・インコーポレーテッドというような非難が出てくる可能性もございまして、そういうことも勘案いたしまして国際的な金利、国際的に見ましても問題がないというところと、やっぱり慎重にいたさないとはいえないという問題は他方であらうかと存じます。そういうことを配慮いたしつつ、できる限りいまのような御趣旨の線でおわかれのほうといたしまして今後対処してまいりたいと、こういうふうに存じております。

コーポレーテッドと言われたというお話よくわかるのでございます。ただ、とどのつまり、つらい立場でまた会議にお出になるよりも、どこかにしわが出るんだつたら覚悟の上でなさつたらどうかということをお願いしているのです。ただ、これは関連して新聞記事でお伺いするのは失礼なんですけれども、東京を一つの為替市場としてということが載っております。もし関係のことであればお伺いして終わりたいと思えます。

○政府委員(稲村光一君) 東京為替市場と申しますか、国際金融市場として育てていきたいということにつきましては、われわれのほうといたしまして、ぜひそういう方向で今後考えてまいりたいというふうな存じております。これは御承知のとおり一朝一夕にできる問題ではございせんので、そういう点でこのいろいろな情勢を考えながら進めてまいりたい。まあすでにこの長期のいわゆる非居住者の外債と申しますか、東京で債券を出すという点につきましては、御承知のとおり一昨年の十二月でございますが、から始ましておりまして、まあ今後とも長期の外債市場としての東京というものがこれはだんだんまきまき伸びていくであろうというところはすでに始まっております。ございまして、短期資金のほうにつきましても、東京におきましてドルのコール市場というふうなことができるようになるようには検討してやっております。これは役所の指導というよりも、いわば実際に取引をされる市場の問題でございますから、なかなか一朝一夕にやっていくあれではございせん。

それからもう一つ、国際金融市場になった場合に、国内金融市場との関係がどうなるか。たとえばロンドンのように、非常に国際的な金融市場となったために、国内の金融政策でいろいろと悪い影響と申しますか、が及ぶというふうなことになるのはありません。ロンドンが現在そうであるという意味ではございせんが、そのところはやはり国内の金融市場と、これは将来の問題でございまして、それとの関連も考えなければ

なりませんし、いろいろと問題がございますが、方向といたしましては、そういう方向で考えてまいりたいというふうに存じております。

○渡辺武君 私、持ち時間が非常に少ないので答弁はひとつ簡明にお願いしたいと思ひます。

最初に伺いたいのは、日本の消費者物価の上昇率が主要国でも一番激しいということがはつきり示しておりますように、従来やはりインフレーションが日本ですつと高進してきたというところはこれは否定できないと思ひます。そうしてその大きな根拠が高度成長を続けるための企業のオーバーローイング、そしてまたそれをささえる銀行のオーバーローン、さらにはまた日本銀行の放漫な通貨信用政策にあったということも私質問の中で明らかにしたとおりであります。ところがいまそれに新しく外貨インフレーションという要因がつけ加わってきているというところに現在の重要な問題点があるんじゃないか。昨年外為会計の払い超が四兆四千億円にも及んだということがはつきりしておりますが、ドルの急速な流入、これが通貨増発の大きな要因になっている、国際的なインフレーションの波及というのがそういう形であらわれてきているというのが非常に重要だと思ひます。で、こういう情勢のもとで今後通貨の安定、それからインフレ抑制という見地でのような対策をお考えなすつておられるのか、これを伺いたい。

あわせていま問題になっております準備預金制度をそのためにどう活用なさるのか、これも伺いたいと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) 外為会計の大幅払い超によりまして、市中金融機関にいわゆる過剰流動性が生じているという点に對しましては、昨年来日本銀行が日常の金融調節におきまして、日銀貸し出しの回収、政府短期証券等の売りオペレーションによりましてその調節をはかつてきておりまして、外貨の流入によりましてインフレ要因が形成されてくることを防いでいるわけでございす。今後外為会計の払い超が続くようござい

ますれば、日本銀行としては同様にオペレーション政策を中心といたしまして過剰流動性の発生を防止していくものと思われまが、必要とあれば準備預金制度、ただいま御審議願つております準備預金制度、これを積極的に活用いたしまして対処するということも考えられるわけでございす。

○渡辺武君 いろいろ問題のある点ございす。が、伺いたいことは、今度の準備預金制度についての法改正の根本趣旨ですね。この中に通貨価値の安定とか、預金者保護というふうな、この制度の本来の趣旨が抜き去られて、忘れられていくというふうに思われまが、そして単なる金融調整の手段としてしか、この準備預金制度が考えられていないんじゃないかというふうに思われるのです。

そこで、伺いたいんですけれども、今度法定最高限度を二〇%というふうに定めた理由はどこにあるのか。その計算根拠を、これをお示しいただきたい。あわせて現行の準備預金制度が最高限度一〇%としておられるけれども、実際の適用準備率は、わずかに一・五%程度という、その一・五%と引きつめたその理由もあわせてお願いしす。

○説明員(米里君) まず現行の一〇%の最高限度を二〇%に引き上げるという案を提出させていただきます。元々委員会提出資料といたしまして、準備率最高限度の引き上げについてという資料を提出させていただいておられます。この中に詳しくは計算根拠などが書いてございす。この中に詳しくは計算根拠などが書いてございす。この中に詳しくは計算根拠などが書いてございす。この中に詳しくは計算根拠などが書いてございす。

わが国の金融構造が今後西欧先進諸国並みになる、そういう意味で、アメリカ、西ドイツあるいはフランスあたりの諸外国の例を参考にしたというふうな点もございす。

政の払いと、外為会計の払いというものが通貨の発行要因になっている。それでそれに対しては現実に必要な経済活動に適切な通貨量、これを日銀券の増発額であらわしておるというように考えております。そこで、通貨発行要因と必要通貨量の間の調整というものは、日本銀行の対民間信用の増減ということ、おにも調整をはかつてまい、こういう考え方でございす。

なお、資金需給実績表によりまして、実は準備預金制度というものは、この日銀の対民間信用減少という、あるいは増加という中に入つておりません。一番最後にその他の日銀勘定という中に入つておりますが、性格的には、準備預金制度も、他の日銀の対民間信用の増減の手段と同様のものであるというふうに考えております。そういった角度から、準備率の最高限度というものを考えてみますと、一般財政の受け払いにつきましては、長期的には、これは均衡する性格があるというように私どもは考えております。そういったしますと、通貨発行要因の中で最も大きなものは、外為会計の受け払いというものがどうなつてくるか、それと必要通貨量を比較いたしまして、その調整を日銀で準備預金制度、オペレーション、貸し出しなどを使いながら調整していく、こういう考え方をとつております。

そういう考え方から計算いたしますと、昨年の外為会計の払い超は、まさに御指摘のとおり四兆四千億円という数字になつたわけでございす。これをかりに準備預金制度で調整する、全額吸い上げるといふような計算をいたしますと、この四兆四千億円という数字は、準備預金を適用される金融機関の預金総額に對しまして七・八%という数字になります。ただ、準備率は御承知のように、金融機関の種類とか、預金の種類といったようなものによつて異なつておりますので、現行の準備率で案分して吸収したといたしますと、平均七・八%というものを吸い上げますために、最高率を適用する最も規模の大きな銀行の要求払い預金については一五・六%という準備率を

課さなければ、全体として七・八%は吸い上げられない、こういう計算になります。この一五・六%を一つの根拠にいたしまして、二〇%ということをはじいたというのが計算上の問題でございす。

ただ、現実の問題といたしましては、通貨調節にあたりまして、必ずしも外為会計の払い超の全額を吸収する必要はございせん。それから準備預金制度でなしに、オペレーションなどの他の手段の併用も可能でございす。また一方、準備預金制度は四兆四千億全部引き揚げるということに申し上げましたが、この制度が引き締めが必要になる場合に発動されるんだというふうなことも勘案しなければならぬ。そういったことを総合いたしまして、最高限度二〇%までは必要ではなからうか。また、それで十分ではなからうかというように考えたわけでございす。

現在一・五%になつておりますもの、いま申し上げましたのと全く同様な考え方でございます。確かに四十六年一年をとつてみますと、外為会計の払い超四兆四千億円でございますが、四十六年度の個別的な事情、四十六年、暦年でございす。が、個別的な事情を考えてみますと、その他の財政は揚げになっております。それから必要通貨量ということも勘案いたしまして、あるいはまた引き揚げる手段として、金融の正常化をはかるといふことから、日銀貸し出しをできるだけ返済させるといふような方法を講じたわけでございす。そういったことを勘案いたしまして、準備預金制度によつて、市中から吸い上げる必要の量を計算いたしまして、それと対象金融機関の預金量という関係計算してみますと、平均率で〇・七六%、これを準備率適用区分といたしましては、一番大きなところに対しては一・五%とすることが適当だということ、バランスをとつておる、こういうわけでございす。

○渡辺武君 いまの御説明を伺ひまして、やはりそれじゃだめだと思ふんですね。それでは、つまり発想の根本が外為会計の払い超、これの影響を

できるだけ除外する、そうして必要通貨量を保持するといふ発想ですね。ところが問題は、その必要通貨量なるものに問題があると思ふんですね。いまも申しましたように、そしてまたこの前、日銀総裁も申されましたけれども、通貨価値の安定という点では、必ずしもうまくいかなかったことをはつきり言っておられる。だから、いままでのやはり必要通貨量の確保ということ自身の中に問題がある。だから、その点でやはりこの準備預金制度の運用にあたってはインフレを抑制する、通貨価値の安定ということを一にしていっていかねければならぬじゃないか。ただ単に、金融の調整ということだけでは、不十分じゃないかというふうに私思われるわけです。その点に關連して、これは大蔵大臣に伺いたいところなんです、かわりに船田政務次官にひとつ御答弁いただきたいんですが、そのような日本銀行の通貨金融政策、これがこの前の日銀総裁の答弁ですと、御売り物価を通じて消費者物価に影響を及ぼすんだということも言っておられましたけれども、私はそれじゃだめだと思ふんですね。やはり消費者物価の安定ということを一義にした通貨信用政策をとるべきだと思ふ。その点どうお思いになるか。これが第一点。

それから第二点として、この準備預金制度が創設された当時の討論の中でも、やはり財政の健全性の保持ということが、これが通貨価値の安定のために必要だし、準備預金制度を有効なものにするために必要だといふような議論が出ておられます。その点で財政の健全性の保持、特に赤字公債の発行をやめるといふことが重要な前提条件になるんじゃないかと思ふますが、その点どう思われるか。

○政府委員(船田謙君) ただいま渡辺委員から特に御指摘のありました、御売り物価だけでなく、消費者物価の安定をはかることが通貨の健全性を維持するためにも重要なことであるというお説はごもっともでございます。ただ、なかなか御売り物価と違ひまして、消費者物価に直ちに影響

を及ぼす政策を強力に進めていくことにはいろいろとむずかしいところがございます。しかし、お説のとおり、通貨の健全性を維持するためには金融政策を適切に行なうと同時に、やはり財政上もそれが放漫に流れるようなことがないような節度が必要であると思ふのです。そういう意味から、昭和四十年以来政府は国債を発行したりしてきたわけでございまして、その国債の発行におきましても、財政法の精神にのっとりまして、これが過度に後年度の負担にならないように注意を払ってきたところでございますが、先生のいろいろな御指摘をさらに参考にいたしまして、今後金融財政の健全化を一そうつとめてまいりたい、こう考えております。

○渡辺武君 もう時間がきましたので、やむを得ない、やめます。

○嶋崎均君 いままで準備預金制度の問題につきましては相当長い時間をかけて審議を尽くされておるので、同僚の委員の方からほとんど質問が出て解明されてきておると判断をしておりますが、なお二、三点私自身が問題と思ふところ、また角度を変えて考えていかなければならぬと思われるような事項につきまして御質問申し上げたいと思ひます。

最近における内外の金融事情の推移あるいは進展を考えますと、非常に複雑、多様化した経済政策の目的を整合性を保ちながら総合的に達成していくといふことのために、財政、金融、為替などの諸政策をほとんど文字どおりポリシミックスして対処していかなければならぬといふふうに考えておるわけでございます。

ところで、人間はその環境においてしかものを考えられられないといふようなことわざもございますけれども、現在は御承知のように、たいへんに金融の緩慢のもとにおいて国際収支が大幅な黒字基調を続けておるわけでございます。こういう状況のもとで引き締め手段としての準備預金の制度といふことを考えるといふことは、非常に考えにくいわけでございますが、先般来のいんな

議論でも明らかになように、一体この準備預金の制度をどういふ事態において発動するのかということでございます。私自身は、国際収支が黒字のもとにおいて金融を引き締める必要がある場合、それを具体的にどういふ場合に想定するかということについて、民間設備投資が非常な緩和基調のもとに過熱をするおそれがある、そういう場合を想定して考えておるわけでございますけれども、その点についてどう考えておられるか伺いたい。

〔理事柴田榮君退席、委員長着席〕

○政府委員(近藤道生君) ただいまのような金融緩和、本格的な金融緩和の状態におきまして、一体たといは準備預金制度のようないわゆる締めめのための道具、これを発動できるような環境というのはどういふ環境になつた場合を考へるのかという御質疑でございます。当面、設備投資が燃え上がるというふうなことは私どもの見込みでまいりますが、たゞ、先々の状態といひましては、いままでのような形で設備投資の燃え上がりというものはあるいはないかと存じますが、金融機関の資産運用の形態も次第に時勢、環境とともに変化をいたしてまいりまして、やはり資金需要がかなり旺盛になる。その資金需要の内容が製造業の設備投資であるか、非製造の設備投資であるか、あるいは消費者に対する資金供給であるか、あるいはそのほかの形態の資金運用であるか、そういう状況はそのときどきの状況によつて変わらうかと存じますが、いずれにいたしましても新しい形での引き締めを必要とするような場合といふものは当然起こつてまいることがあるかと存じます。その際には、やはり準備預金制度などを中心といたしまして、ただいまお示しになりましたような、あらゆる政策をミックスして活用してまいらうといふことが必要になるであらうかと考えております。

○嶋崎均君 一般に国際収支が黒字であつて金融を引き締めなければならない、国内経済の状態から見て引き締めなければならない場合といふこと

の想定はともかくとしまして、そういう場合は基本的な政策としてマンデル方式といふんですか、財政を縮小して金融を緩和をするといふのが六〇年代の経済政策運営の基本的な方向であるといふことが、ほぼ定説化されておるといふふうに思うわけでございまして、一般的に諸外国の状況とわが国の場合を比べてみますと、わが国の場合には最近非常にやかましく議論をされていふように、社会資本の立ちおくれとか、あるいは高い経済成長のひずみとしてのいろいろな問題、そういう問題のために財政の果たす役割りといふものが非常に大きいのではないかと私は考えております。そういう意味でマンデル方式といふんですか、財政を縮小をし金融を緩和するといふまあ定説化されておる考え方といふものを、わが国の場合には少し適用のやり方を考え直して修正したもので考えていかなければならぬといふふうに私は考えておるのですが、御意見はいかがですか。

○政府委員(近藤道生君) お説のとおりに考えております。外国におきましてもそのような方式自体につきましては、一時期は非常にいい形でポリシミックスではあるまいかといふことが言われていたわけでありまして、その後実行の結果いろいろと批判が出ておまして、財政の縮小といふことがはたして実際上できるかどうか。それからまた、資源配分その他の財政本来の目的から見てはたしていいことかどうかといふような議論が外国においても非常に盛んに出ていふようございまして、わが国の場合も当然たゞいまお示しがありまして、そういう方式でいけるかどうかには非常に疑問があると考えております。

○嶋崎均君 ただいま御答弁のありましたように、わが国の実情から考えますと、公共部門の投資のおくれ、あるいは財政といふものの性格が、どちらかというと機動性に富んでおらないといふか、景気対応性に乏しいといふか、そういう性格を持つておるものでございまして、私はどうしても、今後相当金融が緩和しておつても、国際収支の黒字下において財政を縮小するといふような考

え方というものは当分とられにくい対応策ではないかというふうに思っておるわけでございます。でも、もしそういうことであるとすれば、今後黒字のもとにおける引き締め政策をとるといふようなときの方法として考えられるのは、わが国の場合には、財政はやはりある程度拡大というか、あるいは相当思い切った拡大基調を保持しなきゃならぬという現実を踏まえて低金利というものを前提とする。で、そういう中で引き締めをするということがあるならば、この準備金の制度を準備するということが非常に必要なのではないか、そういうシエマが描けるのではないかとこのように思ふわけでございます。そこで、しかしそれはどこまでも抽象的な議論としてやっておいてもなんでもございませうけれども、先般館参考人のお話になりましたように、また先ほど多田先生からもちよつと触れられましたけれども、昭和四十四年から五年にかけて景気の調整策が行なわれたわけですから、そのときの情勢で何のために金融引き締めをするんだという議論がありました。物価を目標にするのか。国際収支という点の天井はもうあまり意識しなくてもいい。しかし一方、将来の国内の需給ギャップの可能性というものを考える場合に、民間設備投資をある程度抑制したいという気持ちからそういう政策が必要であつたということ。そういう意味で、私はこの四十四年秋の景気調整策のときに、かりに限度額が一〇%であつたにしても、低金利政策を片方で準備しながら、どちらかというところ、この準備金の制度をやはり活用すべきではなかつたかという考え方をとるわけでございませうが、いかがでございませう。

○政府委員(近藤道生君) あの際におきまして、準備預金の率を高めるということも実は内部的な議論にのぼつたことは事実でございます。ただその際に、やはりまだ本格的な過剰流動性の状態にはほど遠い状態であり、平たいことばで申しますれば、日本銀行が片方で貸して片方で積ませる、いわゆる両建て状態になる可能性が多分にあると

いうことから、むしろ金利政策である場面は対処するということにきめられたわけであります。ただいまお示しのような意見も十分に存在はいたしたわけでございませう。

○嶋崎均君 まあその辺のところは議論が分かれるところであらうと思ひますけれども、今後の問題としていろいろ考えていく場合に、御存じのように、現在は金融が超緩慢な状況にあることは事実でございます。また、本委員会のいままでの状態での四十年以後のサイクルから考えたような同じようなことがこの秋ぐらゐからあるいは出てくるかもしれない。あるいは秋といかないまでも当面あるのではないかとこの御意見があつたかと思ひます。私自身はそういう考え方を必ずしもとつておらないわけでございませうけれども、しかし、こういう制度の問題を考えると、いまの準備金の問題で、こういう金融緩和と、またたいよいよ国際収支の黒字が心配される時期に準備をするというところは、何か非常に場違いのような感じを一般的に受けるかもしれないけれども、いまにしてこの制度を準備をしておくということは非常に大事なことでないか。またそういう制度を準備することによつて、実は、私自身が望んでおるところの思い切つた低金利政策の推進なり、金融緩和の政策というものが推し進められるのではなからうかというふうに判断しておるわけでございませうが、そういう歯どめとしてこの制度がとられる必要があるという考え方についてはどうお考えでございませうか。

○政府委員(近藤道生君) その点は全くお示しのとおりでありまして、私もそういう形で準備預金制度というものが活用されるということをお願いする次第でございます。

○嶋崎均君 いろいろと、金融政策の三手段と申しますか、公定歩合の操作あるいはオペレーション、それから今回実施されるところの準備預金の制度、その三つの機能をボリシミックスするやり方ということ、非常に現在の経済状態自体が複

雑です、国際化した世の中に対応していくわけですから、政策当局の総合的と申しますか、あるいは均衡のとれた判断というものが非常に必要であらうというふうに思つております。またこれは、それぞれの政策の機能と限界ということもわれわれ意識するわけでございませうが、これらの点については、実は、いろいろと質問をしたいところが多いわけでございませうけれども、時間的な関係がありますので、一応、それを省略して、一点、今度の改正におきまして、海外の短資の流入対策という意味で、その国内金融市場に与える影響を防止をしたいということ、非居住者の預金に對しまして最高一〇〇%までの無利子の積み立てを準備する、こういう制度になつておるわけでございませう。そのこと自体は非常にけっこうなことですが。

一つお聞きしたいのは、これは金融機関を對象としての制度でございます。最近の国際収支で非常に問題になりました輸出の前受け金というようなことの例から考えますと、わが国の商社には、ことばがあるいは適当じゃないかもしれないけれども、多国籍企業、少なくとも国際企業としての活躍というものが相当広範囲に行なわれるような状態になつてきておるわけでございませう。最近の状況では、ドイツなんかでも、そういう企業の外貨の借入れに對しまして、直接預金の現金預託制度というものを設けておる。もちろん、そのやり方が、外貨債務そのものを、ドイツの場合でフランとかドルとかでそのまゝ積まうのか、マルクにかえたものを積まうのか、その辺の技術的な点はよくわかりませんが、でも、やはり何か、そういう金融機関對外に對して、この短資的な対策というものを広める必要があるのだというふうに考えておるわけでございませうが、その点についてどう考えておられますか、国際金融局長に伺ひます。

○政府委員(稲村光一君) ただいま御指摘の銀行以外の部門につきましての短資対策につきましては、これは確かに御指摘のような問題があるわけ

でございます。従来とも——現在もそうでございますが、日本におきましては、これを為替管理の系統に基づきます直接の規制というほうで短資の流入を抑制する措置をとつておるわけでございませう。したがひまして、現状においての必要性から申しますと、これはいろいろと当委員会でも御議論になりましたように、直接的な現在の短資流入の原因が内外金利差と、それからドルに對するコンフィデンスの問題——レートに對するコンフィデンスの問題という二つの要素がございませうので、したがひまして、こういう現在の状況におきましては、むしろ、直接規制というほうが有効であらうというふうに存じておりますが、確かに御指摘のように、将来の問題あるいは長い制度的問題といたしましては、直接規制のほうがいいの、あるいは間接規制のほうがいいの、ドイツにおきまして最近実施をせられました非銀行部門におきましてこの現金預託制度というものは、まさにその間接規制と申しますか、そういうほうの考え方であらうと存じます。これにはこれはまた、ドイツとしての、直接規制は制度上非常にむづかしいという問題があるということとは別といたしまして、わが国におきまして、将来の制度としてこういうものを研究してみよう必要があるであらうということ、現在担当官が現地に参りまして、いろいろとこまかい点の調査をいたしておりますが、その調査の結果を待ちまして、また検討いたしたいと存じております。

○嶋崎均君 この法第二条の第三項第四号というのですか、法律的な点をお聞きしたいと思ひますが、この規定によりまして、居住者にかかるところの外貨預金、その他の債務で大蔵大臣の指定した金融機関の債務で政令で定めるもの、こういうような点、結果的には、政令では、大蔵大臣の指定した外貨債務というふうな規定のしかたがされるように資料でお見受けするわけでございませうけれども、この規定は債務に着目してその準備不始化を考へられておりますけれども、外貨債務

として規定する場合に、債権債務——債務から債権を差し引いたものを対象にするという場合が相当と考えられなければならないように思うのです。いまのところ、法律の規定で、「債務で政令で定めるもの」という規定になり、それから政令のほうでも、大蔵大臣の指定する外貨債務という書き方をされておられるわけですが、そういう規定のしかたで一体債務から債権を差し引いた残高というか、そういうものの何というか、規制を、基準として規制を行なうという場合、それができるかどうか、その点についてちよっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(近藤道生君) その点につきまして、ただいま御指摘のような問題点もございまして、たゞいま御指摘のと打ち合わせました結果、本制度のように、状況によって債務の総額ではなく、債権との差額を対象とすることが必要となるような場合、そういうような場合におきまして、制度の対象となりますのは債務の一部ということになるわけですが、その場合におきましても、債務としての本質は失われていないということ、このような形による適用も法律上可能であるという解釈をとっておられるわけでございます。○嶋崎均君 その読み方ができるといふことをここで確認をいたしておきたいと思ひます。

しかし、いずれにしても、外貨債務を基準にしまして、それを一〇〇%まで無利子で積めるということの、運用のやり方のいかんでは、従来、金融制度調査会の答申等にもありましたけれども、為替専門銀行に与える影響というようなことが相当問題になってくるんじゃないか。もちろん、金融行政全般の立場から、ある程度の摩擦は避けられないし、影響というものを否定するわけじゃありませんけれども、制度上はともかくといたしまして、ともかく運用面で相当配慮をする必要があると思ひますけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(近藤道生君) その点につきまして、御指摘のように慎重な配慮をすることが必要

と思われまゝ。特に、今後具体的に国際金融関係の業務にどのような影響を及ぼすか。その辺を見ながら金融事情等をも勘案いたしまして実際の適用上、対外取引に支障を来たすようなことがありませんように、事情の許す限り配慮をいたしてまいらなければならないと思ひます。

○嶋崎均君 時間の制約もありますので、もう二点ほど聞きたいと思ひますが、一つは、わが国の外貨の準備高でございます。これは百六十億というふうな非常な大きなものになっておる。その中身等につきまして、もうすでに大蔵大臣の説明にもありましたが、きょうも御説明があつたわけですが、わが国の準備高の状況というものをいろいろ考えますと、わが国の場合にはドル建ての取引が非常に大きいということがあります。それから従来から為替集中制をとつておる。現にいまもとつておる。もちろん、最近の事情においては、円の切り上げ不安というふうな問題がありまして、それがどこまで影響を与えているかというところは問題があるにいたしまして、そういう集中制をとつておる。さらに、リーズ・アンド・ラッグズというところで、輸出前受け金の制度で明らかになつて、外国貿易が大きくなつた今日、輸出代金の早期徴収、それから輸入代金の支払い遅延というふうなことで、非常に大きな外貨準備がそのことのために出てきておる。あるいはまた、ユーザンスの状態でございますが、諸外国から比較して、わが国の場合には、過去において慢性的な金融硬塞の状態であつたというふうなことから、外銀に輸出、輸入のユーザンスを大きく依存してきている。以上のような事情のもとに最近の金融情勢が加つて、外貨債務をふやしたり、支払い延期をしたりというふうな動きがあつて、西諸外国に比べて実質以上に外貨準備高が多くなつておるように思つております。そういうふうなことから考えますと、諸外国の場合と比べて、特にヨーロッパ諸国と比べて、わが国の場合には、この外貨準備が実力以上に大きくなつておるというふうなことがあるので

はないかと思ひますが、この点お伺ひします。○政府委員(稲村光一君) その点につきまして、まさに御指摘のような要素があるわけでございます。まして、短期の外国からの借り入れというのが相当の残高になっておるわけで、先般大蔵大臣が御答弁申し上げたと存じますが、七、八十億ドルくらいにはなつておるわけでございます。これは外貨準備と直接につながつておるわけではございませんけれども、そういうふうな短期の借り入れの残高が多いということが一つの特色であることは御指摘のとおりでございます。

○嶋崎均君 過去の、輸出ユーザンスに對しまして、過去においては日銀の外貨の資金貸しという制度がありまして、私の記憶ではそれが四億ドルをこえた時点があつたと思ひます。最近においてはそれがほとんどゼロになつておるというふうな状況もわがわけるわけでございます。本委員会でも何回も同僚の委員のほうから御質問がありましたが、私はいま国際金融局長がお答えになつたようなことであります。わが国の場合に、あんまり——何というのですか、外貨準備を減らすとか、外貨を減らすというふうな思想じやなしに、もう少し外貨を、有利に運用するというふうなことから考えても、外貨預託の制度は思ひ切つて運用しなければならぬと思つておるわけでありまして、私の手元で調べてみますと、外貨資金特別会計の昨年度の借り入れ金の限度額は一兆円である。それが四十七年度の予算を見ますと二兆四千億というふうな数字になつております。その差額を単純に三百八十八億のレートで割つてみますと、四十五億ドルくらいの金額が出るわけでございます。そういうふうな点から——それが全部外貨預託ができるかどうか、問題があるかもしれないが、たまたま、先ほど御指摘しました日銀の外貨貸し振りがえられた金額とある程度符号しておるわけですが、そういうことを考えますと、外国銀行が、その業務を拡張、維持したいという気持ちには相当あると思ひますけれども、思ひ切つて西

ことが必要である。外貨減らしという観点でものを言つたり、したりするのはどうもあんまり適當ではないような、そういう感じを私は持つておるわけですが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(稲村光一君) この点につきまして、全く御指摘のとおりでございます。外貨減らしというのは、何か余つてゐるものを減らすべきだというふうな感じでございます。それはまさにわれわれの考えておりますことと違つたわけでございます。御指摘のように外貨準備が多額にある、他方、短期の借り入れが多いということは事実でございますので、その点につきましては外貨預託という方法を活用いたしまして、先ほども申し上げましたようないろいろな問題がございすけれども、そういうことを勘案しながら極力短期債務の増加を止め、でき得ればさらに借り入れ残高を減らしていくという方向で考えてまいりたいと思ひます。

○嶋崎均君 時間もありませんので、最後に一点だけお聞きしたいと思ひます。

わが国の証券資本の市場は、従来の慢性的な金融硬塞、資金不足のもとに形成されました金融、間接金融構造のもとにおいて、限界的な資金調達市場になつてきておるわけですが、量的にも質的にも非常に未成熟の段階にあるというのが一般の見方でございます。私自身もそう考へるわけでございます。しかもこの証券資本市場というのは性格的に自由市場でございますので、わが国金融構造の矛盾が集中的にそこにあつておるといふのが私の認識でございます。最近御承知のように非常に大幅な金融緩和が続いております。また公的部門の資金調達との必要性というふうな問題もあつて、また、金融資産がどんどんふえてきて、どちらかというと金利の選好性がだんだん強くなつてきています。さらに、国際化というふうなこともあつて、日本の資本市場で外貨債が募集されるというふうなこともなつてきておるわけですが、そういうことで、証券資本市場を取り巻く環境が非常に変わつてきておるというふう

私は思うわけでございます。しかし、従来の間接金融中心のものの考え方からいいますと、証券資本市場というものの育成、これをほんとうにこの機会をとらえて充実をさせてやっていかねばならぬというふうには私は考えておるわけでございませうが、この点につきましては従来金融面からいふような問題がありました。現にいろいろ行なわれておるオペレーションにしても相対的なオペレーション、公開市場というような形ではないというふうなことから考えますと、非常に金融サイドからと、それからまた証券サイドからと両方議論しなきゃならぬと思ひますが、そういう証券市場のやはり育成という点についてどういうぐあいに考えているのかというところが一点。

それからそれに関連しまして、フランスの例なんかを見ても、この準備率を引き上げるといふときには、逆にオペレーションをやることによって資本市場に対する影響というものを緩和しながら対処するというようなことが行なわれているように思っているわけでございませう。そういう意味で総合的な運用、特にせつかくいまチャンスにあるところとございませうから、証券市場の育成というところに支障のないよう運用がはからなければならぬというふうに考えております。これは要望になりますので、最後の点は御答弁は要りませんが、第一の点について証券局長から答弁いただきたいと思ひます。これで終わります。

○委員長(前田佳都男君) 時間があまりありませんのでできるだけ要領よく御答弁を願ひます。

○説明員(大谷邦夫君) ただいまの嶋崎委員の御意見に全く賛成でございます。われわれもいままでの日本の企業というのは非常に借金が多い、これはいままでの高度成長時代にしかるべき理由があったと思ひますが、今後やはり国際的な環境の中で企業が競争をやっていくためには、何といひましても資本市場の育成が必要であらうと思ひております。たまたま環境が最近非常によくなつてきておりますが、こういう環境がいつまでも続くというところもございませんで、こういう環境を

利用いたしまして、たとえば発行者が発行しやすいような状況をつくり出すとか、流通市場ももうとうまく債券が流通するような仕組みを考えると、いろいろ検討を加えてまいりたいと存じます。証券取引審議会でもそういう観点でいま検討中でございます。はなはだ簡単でございますがこれでよろしければ……

○委員長(前田佳都男君) ほかに御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もなければ討論はないものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田佳都男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○嶋崎均君 私はただいま可決されました準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案に対し自由民主党、日本社会党、公明党、及び民社党の四派共同による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、今後の金融政策の健全性および有効性を高めるため、本制度を公定歩合操作、公開市場政策と相互補完的かつ機動的に活用できるように金融環境の整備に努

め、制度の発動に際しては、次の諸点に留意すべきである。

一、準備率の適用に当たっては、対象機関および対象勘定の種類、性格等を総合的に参酌することとし、とくに中小金融機関の果たす役割を阻害しないよう対処すること。

二、新たに適用対象に加えられる生命保険会社に対しては、その金融機関としての特殊性等を考慮して、適用の時期、方法等について十分に検討するとともに、資産運用については公共的立場から適切な指導を行なうこと。

三、国内金融市場のかく乱要因となる海外短資等の流入抑制のため、万全の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(前田佳都男君) ただいま嶋崎君提出の附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田佳都男君) 全会一致と認めます。よつて嶋崎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、水田大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。水田大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、政府といたしまして御趣旨を体して十分努力してまいりたいと存じます。

○委員長(前田佳都男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。これを委員長に御一任願ひたいと存じます。これを委員長に御一任願ひたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

することといたし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十分散会

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月九日)

一、関税定率法等の一部を改正する法律案

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、相続税法の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十一号中、扶養親族その他の者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が百五十万円以下であるもの

第二条第一項第三十四号の次に次の一号を加える。

第三十四の二 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。

第八十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第

「一項」に、「配偶者がなく」、「配偶者がなく、かつ、老人扶養親族以外の扶養親族を有する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、扶養親族のうち老人扶養親族があるときは、各老人扶養親族について同項の控除額は、十六万円とする。

第八十五条第一項中「第二項第一項第三十一号」の下に「イ」を加え、同条第三項中「若しくは扶養親族」を、「老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」に改める。

第九十四条第一項第四号中「氏名」の下に「並びに扶養親族のうち老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実」を加え、同項第六号中「第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改める。

第二百四十四条第一項第一号中「含む」の下に「又は工業所有権」を加える。

第二百三十二条中「千円」を「二千万円」に改める。

別表第七の備考(1)(イ)及び(2)(イ)中「満二十歳未満」の次に「及び満二十歳以上」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同表の備考(2)(イ)中「満二十歳未満」を「満二十歳未満及び満二十歳以上」に、「及び」を「並びに」に改め、「及び」を「並びに」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十七年分以後の所得税について適用し、昭和四十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 新法第九十四条第一項第四号(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定は、この法律の施行の日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

4 新法第二百四十四条第一項第一号(報酬、料金等

に係る源泉徴収義務)及び第二百二十五条第一項第三号の規定(新法第二百四十四条第一項第一号に規定する工業所有権の使用料に係る部分に限る。)は、昭和四十七年六月一日以後に支払うべき当該使用料について適用する。

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第三項第二号及び第四項中「二百万円」を「三百五十万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定は、法人のこの法律の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

相続税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「当該配偶者については」の下に「、次項の規定の適用を受ける場合を除き」を加え、同条に次の五項を加える。

2 被相続人との婚姻期間が十年以上である配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得した場合に、当該配偶者については、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額があるときは、当該残額をもつてその納付すべき相続税額とし、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下であるときは、その納付すべき相続税額は、ないものとする。

一 当該配偶者につき第十五条から第十七条まで及び前条の規定により算出した金額

二 当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額が当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額のうち占める割合を乗じて算出した金額(当該金額が当該配偶者につき前項第二号の規定を適用して算出した金額に満たない場合には、当該算出した金額)

イ 千円と二百万円に当該婚姻期間のうち十年をこえる年数を乗じて計算した金額との合計額(当該合計額が三千万円をこえる場合には、三千万円)

ロ 当該相続又は遺贈により財産を取得した配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額

3 前項の場合において、相続人が同項に規定する婚姻期間が十年以上である配偶者に該当する場合、前項の規定は、同項の被相続人に係る相続開始の時の現況によるものとし、当該期間の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第二項の相続又は遺贈に係る第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限(以下この条において「申告期限」という。)までに、当該相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されておらず、その分割されていない財産は、同項第二号ロの課税価格の計算の基礎となる財産に含まれないものとする。ただし、その分割されておらず、当該相続又は遺贈に係る分割されたことにつき、当該相続又は遺贈の提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、当該財産の分割ができることとなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内に当該財産が分割されたときは、当該財産については、この限りでない。

5 第二項の規定は、第二十七条第一項の規定による申告書に、第二項の規定の適用を受ける旨及び同項各号に掲げる金額の計算に関する明細の記載をし、かつ、同項の婚姻期間が十年以上である旨を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附して、当該申告書をその申告期限内に提出した場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の申告書の申告期限内の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添附がない申告書の提出があつた場合においても、その申告期限内の提出がなかつたこと又はその記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

第十九条の三第一項中「除く」の下に「次条第一項において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(障害者控除)
第十九条の四 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続人に該当し、かつ、障害者である場合には、その者については、同条から前条までの規定により算出した金額から一万円(その者が特別障害者である場合には、三万円)にその者が七十歳に達するまでの年数(当該年数が一年未満であるときは又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする)を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項に規定する障害者とは、心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者が政令で定めるものをいい、同項に規定する特別障害者とは、同項の障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある者が政令で定めるものをいう。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条」とあるのは、

「第十九条の三」と読み替えるものとする。

第二十七条第一項中「第二十一条まで」を「第十九条まで、第十九条の二第一項及び第十九条の三から第二十一条まで」に改める。

第三十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第十九条の二第四項ただし書の規定に該当したことにより、同項の分割が行なわれた時以後において同条第二項の規定を適用して計算した相続税額がその時前において同項の規定を適用して計算した相続税額と異なることとなつたこと（第一号に該当する場合を除く。）

第四十三条第三項中「供せられているとき」を「供されておらずしくは供されることが確実であると見込まれるとき」に改め、同条第五項中「物納及び」を「物納（その撤回を含む）及び」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項の次に次の五項を加える。

5 税務署長は、物納の許可をした不動産のうちに賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となつてゐる不動産がある場合において、当該物納の許可を受けた者が、その後物納に係る相続税を、金銭で一時に納付し、又は政令で定めるところにより延納の許可を受けて納付することができることとなつたときは、当該不動産については、その取納後においても、当該物納の許可を受けた日から一年以内にされたその者の申請により、その物納の撤回を承認することができ、ただし、当該不動産が換価されておるとき、又は公用若しくは公共の用に供されておるときは、この限りでない。

6 前項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、前項の規定による物納の撤回の申請の際に当該延納の許可の申請をすることができ、

7 税務署長は、第五項の規定により物納の撤回を承認する場合において、その物納の撤回に係る相続税のうち金銭で一時に納付すべき相続税があるときは、あらかじめ、その物納の撤回を申請した者に、一時に納付すべき相続税の額を通知しなければならない。この場合において、その物納の撤回を申請した者がその通知書が発せられた日から一月以内にその通知に係る相続税を完納しないときは、その者は、物納の撤回の申請を取り下げたものとみなす。

8 第五項の規定による物納の撤回の承認を受けた者は、その物納の撤回に係る相続税の納付にあわせて、当該相続税の納期限又は納付すべき日（同日前に物納の許可の申請があつた場合には、当該申請があつた日）の翌日から次の各号に掲げる相続税の区分に応じ当該各号に掲げる日までの期間につき、政令で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

一 前項の通知に係る相続税 当該相続税を納付した日

二 第五項の規定による延納の許可を受けた相続税 其の延納期限（当該期限前に当該相続税の全部の納付があつた場合には、その納付の日）

9 第二項の規定により相続税の納付があつたものとされた日後に当該相続税に係る物納の撤回の承認があつた場合には、同日の翌日からその物納の撤回の承認があつた日までの期間に対応する部分の利子税は、前項の規定にかかわらず、納付することを要しないものとし、当該承認に係る不動産につき当該期間内に国が取得すべき賃貸料その他の使用料は、返還することを要しないものとする。

附 則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十七年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同

じ。）により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

3 新法第十九条の二第二項に規定する配偶者が昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した場合において、当該相続又は遺贈に係る新法第二十七條第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から同年十月一日までの間に当該財産の分割がされたときは、当該財産に係る相続税に対する新法第十九条の二及び第三十二条の規定の適用については、新法第十九条の二第四項ただし書の規定に該当したものとみなす。

4 新法第四十三条第五項から第九項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第五項の規定による物納の撤回の申請をすることができ、期限が到来する場合について適用する。

5 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の四第四十一項中「納期限までに、又は納付すべき日」を「納期限又は納付すべき日までに」に、「及び第三項」とを、「第三項及び第五項」に改め、「贈与税」との下に、「同条第六項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第三項」と、同条第七項中「相続税」とあるのは「贈与税」と、同条第八項中「相続税」とあるのは「贈与税」と、「納期限又は納付すべき日（同日前に物納の許可の申請があつた場合には、当該申請があつた日）」とあるのは「租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納期限」と、同条第九項中「相続税」とあるのは「贈与税」とを加える。

第七十条の六第一項中「第三十八條第一項」の下に「又は第四十三條第五項」を加える。

6 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第五号の次に次の一号を加える。

五の二 相続税法（昭和二十五年法律第七十号）第四十三條第五項（租税特別措置法第七十条の四第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認に基づき物納の許可があつた不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における不動産の取得第三百四十三條第五項中（昭和二十五年法律第七十三号）を削る。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の三」「第二十条の二」を「第十九条」「第二十条の四」に、「第二十五条の二」を「第二十五条」に、「第二十六条」「第二十八条の四」を「第二十五条の二」「第二十八条の五」に、「第四十一条」を「第四十条の三」に、「第五節住宅貯蓄控除（第四十一条の二）第四十一条の六」を「第五節住宅取得控除（第四十一条の二）住宅貯蓄控除（第四十一条の六）」に改める。

第二十一條第四十一條の六」に「第四十一條の十四」を「第四十一條の十三」に「第六十八條の三」を「第六十八條の四」に改める。

第四條第一項中「をその発行の日から一年を経過する日（その日が昭和五十年十二月三十一日後である場合には、同日）」を「政令で定めるものを同日」に改める。

第七條の二の見出し中「非課税」を「税率の軽減」に改め、同条中「昭和四十五年五月一日から昭和四十七年三月三十一日まで」を「昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで」に、「利子については、所得税を課さない」を「利子に対する所得税法第七十条、第七十九條及び第二百十三條第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする」に、「所得税法」を「同法」に改める。

第七條の三を削る。

第九條の二中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十條第一項中「昭和四十七年」を「昭和四十九年」に改める。

第十一條第一項の表の第一号中「設備（次号、第四号又は第五号）」を「減価償却資産（第三号から第五号まで）」に改め、同表の第二号を削り、同表の第三号中「第五十六條の八第一項」を「第五十六條の九第一項」に、「五分の一」を「四分の一」に改め、同号を同表の第二号とし、同表中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加え、同表の第六号中「五分の一」を「三分の一」に改める。

五 労働災害の防止に資する機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

第十一條の二第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第十二條の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（前三條の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該個人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地 区	事 業	資 産	割 合
一 低開墾地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二條の規定により低開墾地域工業開発地区として指定された地区、過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二條第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区又は農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第二百十二号）第五條第二項の規定により同法第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区	製造の事業	機械及び装置並三分の一（建物及び工場用の建及びその附属設備及びその附属備については、五分の一）	
二 産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）第二條第一項に規定する産炭地	製造の事業その機械及び装置並三分の一（建物及び工場用の建及びその附属設備及びその附属備並びに政令で	機械及び装置並三分の一（建物及び工場用の建及びその附属設備及びその附属備については、五分の一）	

別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第十一條第一項の規定により工業開発地区として指定された地区

三 沖繩振興開発特別措置法第二十三條第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区

製造の事業

設備	割合
設備その他政令で定める資産	五分の一
機械及び装置並二分の一（建物及び工場用の建及びその附属設備及びその附属備については、四分の一）	

第十二條の二の次に次の一条を加える。

（中小企業者の機械の特別償却）

第十二條の三 青色申告書を提出する個人で政令で定める中小企業者に該当するものが、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に、その製作後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるもの（第十一條から前条まで又は第十六條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該機械及び装置の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該機械及び装置について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の五分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械及び装置の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三條の二の次に次のように改める。

第十三條第二項中「次條第一項又は第十三條の三第一項」を「又は次條第一項」に改め、「（当該機械装置等につき第十三條の三第一項の規定の適用を受ける年を除く。）」を削り、「次條第一項本文」を「同項本文」に改め、「とし、当該機械装置等につき第十三條の三第一項の規定の適用を受ける年については、当該年における同項に規定する海外取引等に係る合計償却限度額に相当する金額」を削る。

第十三條の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、その年（中小企業近代化促進法第五條の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第四條の二第一項に規定する中小漁業構造改善計

3 第十一條第三項の規定は、前二項の規定を適

画に係る認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの年に限る。の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合に、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該個人の有する当該各号に掲げる減価償却資産（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十一條から第十二條の三まで、第十五條又は第十六條の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「機械設備等」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその二分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人が、その年の十二月三十一日において中小企業近代化促進法第二条に規定する中小企業者で昭和四十四年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に同法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認を受けた同項に規定する商工組合等（以下この号において「商工組合等」という。）の構成員（当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小企業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、その年において同項に規定する特定業種に属する事業で当該中小企業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合、機械及び装置（これに類するものとして政令で定める場合）を含む。

める構築物を含む。）並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二 当該個人が、その年の十二月三十一日において中小漁業振興特別措置法第六條第一項に規定する中小漁業者で昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同法第四條の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小漁業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、その年において同項に規定する特定業種に属する事業で当該中小漁業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合、漁船

第十三條の三を削る。

第十五條第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第十六條の二の見出し中「中小企業者」を「中小企業者等」に改め、同條第一項中「中小企業者に」を「者に」に、「機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」を「減価償却資産のうち、」に、「又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に關する法律（昭和四十六年法律第二百四十四号）第六條第一項又は工業再配置促進法（昭和四十七年法律第 号）第五條第一項に、「又は譲渡をするもの」を「若しくは譲渡をする機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」又は廃棄をする工場用の建物及びその附属設備」に改め、同項に次の一号を加える。

三 工業再配置促進法第五條第一項の認定を受

けた個人、同項の認定（政令で定める期間内に受けたものに限る。）

第十八條の三を削る。

第二十條第一項中「その年の前年の収入金額で第十三條の三第一項に規定する海外取引によるもの」を「その年の前年中の事業所得に係る総収入金額のうち海外取引による収入金額」に改め、同項第一号中「第十三條の三第三項第一号」を「次項第一号」に改め、同項第二号中「第十三條の三第三項第二号」を「次項第二号」に改め、同條第十項を第十四項とし、第九項を第十三項とし、同條第八項中「相続人」の下に「（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）」を、「被相続人」の下に「（包括遺贈者を含む。次条第二項において同じ。）」を加え、同項を同條第十二項とし、同條第七項を同條第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

第十 第一項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における当該個人に係る前年中の同項に規定する海外取引による収入金額の計算の特例については、政令で定めるところによる。

第二十條第六項を削り、同條第五項を同條第九項とし、同條第四項中「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第三項を同條第七項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第六項とし、同項の前に次の四項を加える。

2 前項に規定する海外取引とは、次に掲げる取引（第二十一條第二項各号に掲げる取引に該当するものを除く。）をいう。

一 他から購入した物品の輸出（他の者から工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に關する使用権を含む。以下この条において「工業所有権等」という。）の譲渡又は提供を受け、対外支払手段（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六條第一項第八号に規定する対

外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大蔵省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。）

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品（政令で定める一次産品を除く。）の輸出

三 前号に規定する物品の当該物品の輸出を行なう者への販売（当該物品の輸出を行なう者に対する当該物品の販売を業とする者への販売を含む。）

四 輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。以下この条において同じ。）の委託を受けて行なう当該輸出業者が輸出をする物品の加工又は当該加工の対象となつた第二号に規定する物品の当該輸出業者への販売

五 輸出をされる陶磁器の上絵付けを行なう者への自己の製造した当該陶磁器の素地の販売

六 製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物業の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条において同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行なう輸出のための製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工

七 第四号に規定する加工を行なう者の委託を受けて行なう当該加工に係る物品の接染加工

八 対外支払手段を対価として行なう船舶の修理のうち通常の修理をこえるものとして政令で定めるもの（第三者を通じて当該取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じて当該取引をした者の当該取引）

3 前項第一号、第二号及び第八号に掲げる取引並びに同項第三号から第六号までに規定する輸出には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に關する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされないことそ

の他これに類する事実があるものうち通常の海外取引と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。

4 次の各号に規定する取引が行なわれた場合には、その年の前年中の当該取引に係る第一項に規定する海外取引による収入金額は、当該各号に掲げる金額により計算した金額によるものとする。

一 輸出業者が第二項第二号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品について、当該加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上絵付けを行なう者が第二項第二号又は第三号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付けをしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が第二項第二号から第四号までに掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 第二項第四号に規定する加工を行なう者が当該加工を行なつた場合において、当該加工に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該加工による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

5 その年の前年中の第一項に規定する海外取引による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分

分に応じ当該各号に掲げる事実について、その年分の所得税に係る確定申告期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。ただし、その保存する大蔵省令で定める書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実が該当することが認められる当該取引による収入金額（納税地の所轄税務署長が指定した個人については、政令で定めるところにより証明された当該取引による収入金額）によることができる。

一 第二項第一号、第二号又は第八号に掲げる取引 当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引に係る工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと又は当該取引が同号に掲げる修理であつたこと。

二 第二項第三号から第七号までに掲げる取引 これらの規定に規定する物品が輸出されたこと。

第二十条の二 第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「万分の一」を「万分の八」に改め、同項第二号中「万分の三」を「万分の二・五」に改め、第二章第二節第二款中同条を第二十条の四とし、同条の前に次の二条を加える。

（公害防止準備金）

第二十条の二 青色申告書を提出する個人で公害の防止に要する費用の負担が大きき、かつ、所得金額の変動が大きいものとして政令で定める業種に属する事業（以下この条において「指定事業」という。）を営むものが、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、公害の防止に要する費用の支出に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を公害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てた年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該個人のその年の指定期間内における指定事業に係る収入金額として政令で定める金額の千分の三（指定事業のうち所得金額の変動が著しく大きいものとして政令で定める業種に属する事業については、千分の六）に相当する金額

二 その年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の公害防止準備金を積み立てている個人のその年の十二月三十一日における前年から繰り越された公害防止準備金の金額（その日までこの条の規定により繰り越した金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により繰り越した金額に算入された金額）がある場合には、これらの金額を控除した金額（以下この条において同じ。）のうちにその年の三年前の年において積み立てた金額（当該個人が当該公害防止準備金を積み立てた被相続人の死亡によりその被相続人の指定事業を承継した者である場合には、その被相続人が当該三年前の年において積み立てた金額を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、繰り越した金額に算入する。

3 第一項の公害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その当該各号に掲げた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、繰り越した金額に算入する。この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する公害防止準備金の金額をその積み立てた年別に区分した各金額のうち、その積み立てた年が最も古いものから順次繰り越した金額に算入されるものとする。

一 指定事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における公害防止準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における公害防止準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

害防止準備金の金額

二 前項、前号及び次項の場合以外の場合において公害防止準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における公害防止準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4 第一項の公害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における公害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、繰り越した金額に算入する。この場合においては、当該公害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第十九条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 前条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の公害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が指定事業を承継した場合について準用する。

（プログラム保証準備金）

第二十条の三 青色申告書を提出する個人で情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定するソフトウェア業を営むもの（当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とをあわせ営むものを除く。）のうち、相手方との間に締結した契約に基づき、その作成に係る同条第二項に規定するプログラムの欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修をしている事実があるものが、昭和四十八年又は昭和四十九年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、その補修の費用に充てられた

として政令で定めるものに対応する部分（以下この項において「減価補てん金」という。）の金額は、当該減価補てん金の交付を受けた日の属する年の各種所得の金額（所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の計算上、繰り入金額に算入しない。

第二十八条の三第二項中（前項に規定する他の個人を含む。第四項において同じ。）を削り、「交付金等の交付」を「転廃業助成金等の交付」に、「その者がその交付を受けた交付金等のうち塩業整備法第四条第一項に規定する転廃業を助成するための費用で」を「当該転廃業助成金等のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として」に、「転廃業助成交付金」を「転廃業助成金」に、「当該交付金等」を「当該転廃業助成金の金額」に改め、「当該金額が当該転廃業助成交付金の金額をこえる場合には、当該転廃業助成交付金の金額」を削り、同条第三項中「交付金等」を「転廃業助成金等」に、「転廃業助成交付金」を「転廃業助成金」に、「期間内」を「期間（工場等の建設に要する期間が通常二年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同年一月一日から政令で定める日までの期間）内」に、「当該資産の取得又は改良に要した金額」とあるのは「税務署長の承認を受けた当該資産の取得又は改良に要する金額の見積額」と、「読み替える」と、「当該資産の取得又は改良に要した金額」とあるのは「税務署長の承認を受けた当該資産の取得又は改良に要する金額の見積額」と読み替える」に改め、同条第四項中「交付金等」を「転廃業助成金等」に、「転廃業助成交付金」を「転廃業助成金」に改め、同条第五項中「製造施設」を「減価償却資産」に改め、同条第七項及び第十項中「交付金等」を「転廃業助成金等」に改め、同条第十一項中（第三項において準用する場合を含む。）を削り、「製造施設」を「減価償却資産」に、「交付金等」を「転廃業助成金等」に改め、同項を同条第

十二項とし、同項の前に次の一項を加える。
11 個人が第二項（第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受けた場合には、第二項の規定の適用に係る同項の資産については、第十一条から第十二条の三まで及び第十四条から第十六条までの規定は、適用しない。
第二章第二節第五款中第二十八条の四の次に次の一条を加える。
（通貨調整後に取得した長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例）

第二十八条の五 青色申告書を提出する居住者が、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額を準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 物品の販売、役務の提供、金銭の貸付けその他これらに準ずる取引を昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたことにより取得した長期外貨建債権で、その年の十二月三十一日において有するものの同日における帳簿価額の合計額が当該長期外貨建債権の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこえる部分の金額

二 物品の購入、役務の受入れ、金銭の借入れその他これらに準ずる取引を昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたことにより生じた長期外貨建債権で、その年の十二月三十一日において有するものの同日における帳簿価額の合計額が当該長期外貨建債権の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこえる部分の金額

2 前項に規定する長期外貨建債権とは、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行なわれるべきこととされている金銭債権（外国為替の売買相場の変動による損失を生ずるおそれがないものその他の政令で定めるものを除く。）のうちその支払の期限がその年の翌年の十二月三十一日以後に到来するものをいい、同項に規定する長期外貨建債権とは、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行なわれるべきこととされている金銭債権のうちその支払の期限がその年の翌年の十二月三十一日以後に到来するものをいう。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定により事業所得の金額の計算上必要経費に算入された準備金の金額について、同条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

4 前二項に規定するもののほか、第一項の外国為替の売買相場による換算の方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定の適用を受けた居住者につき所得税法第五十二条第一項の規定を適用する場合に、同項に規定するその年十二月三十一日における貸金の額は、同項の規定により計算した貸金の額から第一項の規定によりその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された準備金の金額を控除した金額とする。

第二十九條第一項から第三項までの規定中「昭和四十七年十二月三十一日」を「昭和四十九年十二月三十一日」に改める。
第三十一條第三項第一号中「第三十号及び第三十二号から第三十四号まで」を「及び第三十号から第三十四号の二まで」に改める。
第三十三條第一項中「第四十一條の八」を「第三十九條」に改め、同項第一号中「土地改良法」の下に（昭和二十四年法律第九十五号）を加え、同条第三項第二号中「第三号の三」を「第三号の二」に、「若しくは次条第一項第二号」を、「次条第一項第二号若しくは第三十三條の三第一

項」に改める。
第三十三條の二第二項中「第五項」を「第三項」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第四項から第六項まで」に改める。
第三十三條の四第三項第二号中「買取り等の申出に係る」を「収用交換等に係る事業につき」に改め、当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の」を削る。
第三十三條の六第二項中「第十二條の二」を「第十二條の三」に改める。
第三十四條の見出し中「日本住宅公団等が行なう土地区画整理事業」を「特定土地区画整理事業等」に改め、同条第一項中「個人が、その」を「個人の」に、「を国、地方公共団体又は日本住宅公団（以下この条において「事業施行者」という。）が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に關する事業の用に供するために譲渡した」を「が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合に該當することとなつた」に、「当該譲渡をした」を「その該當することとなつた」に改め、同条第四項中「事業施行者」を「第二項各号の買取りをする者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「事業施行者」を「前項各号の買取りをする者」に、「同項の土地等」を「第一項の土地等」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

一 国、地方公共団体又は日本住宅公団が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に關する事業の用に供するために買い取られる場合

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十一條第一項、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十

一 国、地方公共団体又は日本住宅公団が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に關する事業の用に供するために買い取られる場合

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十一條第一項、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十

一年法律第一号)第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三号)第十三条第一項、防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三十五号)第五条第三項若しくは公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第九条第三項その他政令で定める法律の規定により買収取られる場合又は農地法第七十五条の八第一項の規定により買収取られる場合

三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第六十九条第一項の規定により史跡として指定された土地又は自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)第十八条第一項の規定により特別保護地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体(その設立に係る団体で政令で定めるものを含む)に買収取られる場合

第三十四条の二第二項第一号中「第四号において同じ」を削り、「前条第一項」を「前条第二項第一号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「昭和四十七年十二月三十一日」を「昭和四十九年十二月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第 号)第四条第一項の届出に係る土地が同法第六条第一項の協議に基づき地方公共団体又は土地開発公社に買収取られる場合(第三十三条第一項第二号又は前条第一項の規定の適用がある場合を除く。)

第三十四条の二第三項中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、後段を削る。

第三十四条の三の見出し中「農業振興地域の内」を「農地保有の合理化等のために」に改め、同条第一項中「が、その有する土地等を農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第二十三条第一項に規定する勧告に係る協

議、調停若しくはあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合又は農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区内の土地等(農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等及び当該農用地等の上に存する権利に限る)を当該実施計画に係る工場用地の用に供するため譲渡したものを有する土地等が農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当することとなつた」に、「当該譲渡をした」を「その該当することとなつた」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する農地保有の合理化等のために譲渡した場合は、次に掲げる場合をいう。

一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合

二 農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区内の土地等(農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等及び当該農用地等の上に存する権利に限る。第四号において同じ)を当該実施計画に係る工場用地の用に供するため譲渡した場合

三 土地等(土地改良法第二条第一項に規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る)につき同条第二項第一号から第三号までに掲げる土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第五十四条の二第四項(同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む)に規定する清算金(当該土地等について、同法第八十五条第五

第二号に規定する施設の用又は同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地に充てるため同法第五十三条の二の二第一項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む)の規定により換地又は当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限り)を取得するとき。

四 沖繩振興開発特別措置法第十一条第一項の規定により工業開発地区として指定された地区内の土地等を工場用地の用に供するため譲渡した場合

第三十七条の三第二項及び第三十九条第三項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第四十条の次に次の一条を加える。

(国)に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の非課税)

第四十条の二 個人が、その有する資産で、文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定されたもの又はこれに準ずる文化財のうち国においてその保存及び活用をすべきものとして政令で定めるものを国に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税を課さない。

第四十一条を第四十条の三とする。

「第五節 住宅貯蓄控除」を「第五節 住宅控除」に改める。

第二章第五節中第四十一条の二の前に次の一款及び款名を加える。

第一款 住宅取得控除

(住宅取得控除)

第四十一条 居住者が、昭和四十七年一月一日から昭和四十八年十二月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、その者の住宅の用に供する家屋で政令で定めるものの新築の工事に着手し、又は新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを取得(贈与によるものを除く)して、これらの家屋をその工事の完了の日又はその取得の日から六月以内にその者の

居住の用に供した場合には、その居住の用に供した日の属する年以後三年間の各年分(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年)にあつては、これらの日)まで引き続きその居住の用に供している年分に限る)の所得税の額から、これらの家屋の標準取得価額として政令で定める金額に百分の一を乗じて計算した金額(その金額が二万円をこえる場合には、二万円)を控除する。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、大蔵省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、建築基準法第六条第三項の規定による通知書の写しその他の書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条第一項(住宅取得控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替へるものとする。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条第一項(住宅取得控除)」とする。

5 前三項に定めるものは、政令で定める。

第二款 住宅貯蓄控除

第四十一条の二中「この節」を「この款」に改め、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、

第一項の次に次の一項を加える。
2 住宅貯蓄契約には、第四条の第二項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約で次に掲げる要件を満たすものを含むものとする。

一 前項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる要件

二 住宅の用に供する家屋又はその敷地を当該勤労者財産形成貯蓄契約を締結した第四条の第二項に規定する勤労者に係る同項に規定する賃金の支払者又は当該支払者が構成員となつて勤労者財産形成促進法第九条第一項第一号に規定する事業主団体から取得し、当該家屋及びその敷地の取得のための対価から頭金を控除した残額に相当する金額（当該金額が積立期間中に積立て等をした金額の二・五倍に相当する金額をこえる場合には、当該二・五倍に相当する金額以上の金額）を当該支払者又は事業主団体に対し前項第四号に掲げる要件を満たす賦払の方法により支払うものであること。

三 当該契約が金銭の積立て、預入若しくは信託に関するものである場合には、その積立て、預入若しくは信託の日から頭金の支払をする日までの間その払出しをしないこと又は当該契約が政令で定める有価証券の購入に関するものである場合には、その購入の日から頭金の支払をする日までの間金融機関若しくは第四條の第二項に規定する証券業者に保管の委託をし、若しくは登録をするものであること。

第四十一條の三第一項中「昭和四十七年十二月三十一日」を「昭和四十九年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「第四十一條の二第三項」を「第四十一條の二第四項」に改める。
第四十一條の四第一項中「この節をこの款」に改める。
第四十一條の五第一項中「貯蓄取扱機関」の下に「（第四十一條の二第二項の規定による住宅貯蓄契約にあつては、当該契約を締結した同項第二号に規定する勤労者に係る賃金の支払者。以下この

条及び次条第二項から第四項までにおいて同じ。）」を、「第四十一條の二第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加える。
第四十一條の十三を削り、第四十一條の十四を第四十一條の十三とする。

第四十二條中「昭和四十七年四月三十日」を「昭和四十九年四月三十日」に改める。
第四十二條の四第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第四十三條第一項の表の第一号中「設備（次号、第四号、第六号、第七号又は第十三号）」を「減価償却資産（第三号又は第五号から第七号まで）」に改め、同表第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表の第五号中「第五十六條の八第一項」を「第五十六條の九第一項」に、「五分の一」を「四分の一」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第六号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 労働災害の防止に資する機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

第四十三條第一項の表の第九号中「第十三條の三第三項第一号」を「第二十條第二項第一号」に改め、同表の第十二号中「又は航空運送業」を削り、「これらの事業」を「当該事業」に改め、「又は航空機」を削り、「五分の一」を「三分の一」に改め、同表の第十三号を次のように改める。

十三 政令で定める航空運送業を営む法人

政令で定め大離陸重量を有する航空機（以下「大重量機」という。）の五分の二

第四十三條の二第一項中「第七号」を「第六号」に改める。
第四十五條第一項を次のように改める。
青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（前三号又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）

以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（当該工業用機械等で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が十億円をこえる場合には、十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該工業用機械等の取得価額の合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

地 区	事 業	資 産	割 合
一 低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区、過疎地域対策緊急措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区又は農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区	製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建及びその附属設備及びその附属備につては、五分の一	（建物及びその附属設備） （五分の一）
二 産炭地域振興臨時措置法第二条第一項に規定する産炭地域のうち政令で定める地区又は沖繩振興開発特別措置法第十一条第一項の規定により工業開発地区として指定された地区	製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建及びその附属設備及びその附属備につては、五分の一	（建物及びその附属設備） （五分の一）
三 沖繩振興開発特別措置法第二十三條第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区	製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建及びその附属設備及びその附属備につては、五分の一	（建物及びその附属設備） （五分の一）

第四十五條の二第一項を次のように改める。
青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、各事業年度（中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する

中小企業構造改善計画に係る承認又は中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度に限る。終了の日において当該法人の有する当該各号に掲げる減価償却資産（当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三條から前条まで、第四十八條から第五十一條の二まで又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の二分の一に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該法人が、各事業年度終了の日において中小企業近代化促進法第二条に規定する中小企業業者で昭和四十四年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に同法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認を受けた同項に規定する商工組合等（以下この号において「商工組合等」という。）の構成員（当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小企業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該中小企業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合機械及び装置（これに類するものとして政令

で定める構築物を含む。）並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二 当該法人が、各事業年度終了の日において中小漁業振興特別措置法第六条第一項に規定する中小漁業者で昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同法第四条の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小漁業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該中小漁業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合 漁船

第四十五條の二を第四十五條の三とし、同條の前に次の一條を加える。

（中小企業業者等の機械の特別償却）

第四十五條の二 政令で定める中小企業業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものが、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に、その製作後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるもの（第四十三條から前条まで、第四十九條第一項、第五十一條、第五十一條の二又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを当該法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該機械及び装置の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該機械及び装置の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械及び装置の取得価額の五分の一に相当する金額をいう。）との

合計額とする。

2 前項に規定する農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である環境衛生同業組合、塩業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいう。

3 第四十三條第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六條第一項中「昭和四十八年九月三十日以前に終了する各事業年度に限る。」を「当該法人の営む事業の属する中小企業近代化促進法第三条第一項に規定する指定業種が昭和四十七年三月三十一日までに同項に規定する政令で定められたものである場合には昭和四十八年九月三十日以前に終了する各事業年度に限るもの」とし、当該指定業種が昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に当該政令で定められたものである場合には昭和四十九年九月三十日以前に終了する各事業年度に限るものとする。」に、「中小企業近代化促進法」を「同法」に、「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第四十六條の二を削る。

第四十六條の三第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に、「前三條」を「前二條」に改め、同条第四項中「第四十五條」を「第四十五條の二」に改め、同条第五項中「前三條」を「前二條」に、「第四十五條の二」を「第四十五條の三第一項」に、「第四十六條第一項」を「又は前条第一項」に改め、「又は前条第一項に規定する基準海外取引割合を乗じて計算した金額（同項の規定により加算した二分の一に相当する金額又は三分の一に相当する金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）」を削り、同条を第四十六條の二とする。

第四十八條第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第四十八條の二第一項中「業務を行なう法人」の下に「（これらの法人のうち原油の備蓄に著しく寄与したものとして政令で定めるものに限る。）」を加え、「百分の百」を「二分の一」に改める。

第五十一條の三の見出し中「中小企業業者」を「中小企業業者等」に改め、同条第一項中「中小企業業者」を「者に」に、「機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」を「減価償却資産のうち」に、「又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に關する法律第六條第一項」を「、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に關する法律第六條第一項又は工業再配置促進法第五條第一項」に、「又は譲渡をするもの」を「若しくは譲渡をする機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）又は廃棄をする工場用の建物及びその附属設備」に改め、同項に次の一号を加え、同条第二項中「前条まで」の下に「又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項」を加える。

三 工業再配置促進法第五條第一項の認定を受けた法人 同項の認定（政令で定める期間内に受けたものに限る。）

第五十二條の三第二項中「第四十五條の二」を「第四十五條の三」に改める。

第五十四條第一項中「当該事業年度に係る第四十六條の二第一項に規定する基準年度の収入金額で同項に規定する海外取引によるもの」を「当該事業年度の直前の事業年度（事業年度が一年である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。）の総収入金額のうち海外取引による収入金額」に改め、同項第一号中「第四十六條の二第二項第一号」を「次項第一号」に改め、同項第二号中「第四十六條の二第二項第二号」を「次項第二号」に改め、同条第十項中「第八項」を「第十二項」に改め、同条第九項を第十三項と同条第十四項とし、同条中第九項を第十三項と

し、第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、第六項を削り、同条第五項中「第二項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第一項に規定する法人が合併法人又は事業年度を変更した法人である場合におけるこれらの法人に係る基準年度の海外取引による収入金額の計算の特例については、政令で定めるところによる。

第五十四条第四項中「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の四項を加える。

2 前項に規定する海外取引とは、次に掲げる取引（第五十八条第二項各号に掲げる取引に該当するものを除く。）をいう。

一 他から購入した物品の輸出（他の者から工業所有権等（第二十条第二項第一号に規定する工業所有権等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡又は提供を受け、対外支払手段（同号に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。）

二 当該法人の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品（政令で定める一次産品を除く。）の輸出

三 前号に規定する物品の当該物品の輸出を行なう者への販売（当該輸出を行なう者に対する当該物品の販売を業とする者への販売を含む。）

四 輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。以下この条において同じ。）の委託を受けて行なう当該輸出業者が輸出をする物品の加工又は当該加工の対象となつた第二号に規定する物品の当該輸出業者への販売

五 輸出をされる陶磁器の上給付けを行なう者への当該法人の製造した当該陶磁器の素地の販売

六 製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条において同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行なう輸出のための製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工

七 第四号に規定する加工を行なう者の委託を受けて行なう当該加工に係る物品の捺染加工

八 対外支払手段を対価として行なう船舶の修理のうち通常の修理をこえるものとして政令で定めるもの（第三者を通じて当該取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じて当該取引をした者の当該取引）

3 前項第一号、第二号及び第八号に掲げる取引並びに同項第三号から第六号までに規定する輸出には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされないことその他これに類する事実があるものうち通常の海外取引と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。

4 次の各号に規定する取引が行なわれた場合には、基準年度の当該取引に係る第一項に規定する海外取引による収入金額は、当該各号に掲げる金額により計算した金額によるものとする。

一 輸出業者が第二項第二号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上給付けを行なう者が第二項第二号又は第三号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入

した陶磁器の素地上給付けをしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が第二項第二号から第四号までに掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 第二項第四号に規定する加工を行なう者が当該加工を行なつた場合において、当該加工に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該加工による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

5 基準年度の第一項に規定する海外取引による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実について、当該事業年度の法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。ただし、その保存する大蔵省令で定める書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実に関する取引の区分に依り当該各号に掲げる収入金額（納税地の所轄税務署長が指定した法人については、政令で定めるところにより証明された当該取引による収入金額）によることができる。

一 第二項第一号、第二号又は第八号に掲げる取引、当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引に係る工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと又は当該取引が同号に掲げる修理であつたこと。

二 第二項第三号から第七号までに掲げる取引これらの規定に規定する物品が輸出されたこと。

第五十五条第一項及び第八項中「次条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十項中「第五十四条第八項から第十項まで」を「前条第十二項から第十四項まで」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（自由貿易地域投資損失準備金）
第五十五条の二 青色申告書を提出する内国法人が、各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、沖縄振興開発特別措置法第二十三条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区（以下この条において「自由貿易地域」という。）内に本店又は主たる事務所有する法人のうち同法第二十四条第一項の規定による認定を当該自由貿易地域として指定された日から五年以内（以下「指定期間」という。）に受けたもの（もつぱら自由貿易地域内において製造業その他の事業を営むもので政令で定めるものに限る。以下この条において「認定法人」という。）の株式（出資を含む。）以下この条において「株式等」という。）で当該事業年度内における設立（合併）による設立を除く。）又は資本若しくは出資の増加に伴う払込みに係るもの（以下この条において「特定株式等」という。）を当該認定の日以後五年以内に取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額の二分の一に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合においては、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を

含む。により認定法人別に自由貿易地域投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てて内国法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第三号又は第五号の場合にあつては、これらの号に規定する自由貿易地域投資損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人の株式等の一部を有しないこととなつた場合、その有しないこととなつた日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額

二 前号に規定する認定法人が、解散（合併による解散を除く）をした場合又は認定法人でないこととなつた場合、その該当することとなつた日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額

三 第一号に規定する認定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合、その減額をした日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

四 当該内国法人が解散した場合、当該解散の日における自由貿易地域投資損失準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

五 第五項において準用する前条第四項、前各号及び次項の場合以外の場合において認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額を取りくずした日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額を取りくずした日、その取りくずした日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

3 第一項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てて法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書を提出した場合、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における自由貿易地域投資損失準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該自由貿易地域投資損失準備金の金額については、第五項において準用する前条第四項、前項及び次項の規定は、適用しない。

4 第五十四条第二項から第十四項までの規定は、第一項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てて内国法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第六項」とあるのは、「第五十五條の二第五項において準用する第五十五條第四項」と読み替へるものとする。

5 前条第四項及び第七項の規定は、第一項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てて内国法人について、同条第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「次項」とあるのは、「第五十五條の二第二項」と、「六十」とあるのは、「八十四」と読み替へるものとする。

6 第一項の規定により自由貿易地域投資損失準備金を積み立てて内国法人の当該自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人の株式等については、第五十三條第一項の規定は、適用しない。

ない。

第五十六條第一項中「前条第一項」を「第五十五條第一項」に、「資源開発投資法人を除く」を「資源開発投資法人のうち特殊資源開発投資法人でないものを除く」に改め、「同じ」又は「資源開発法人」の下に「（特殊資源開発投資法人を除く）」を加へ、同条第二項に次の一号を加へる。

五 特殊資源開発投資法人 第三号の資源開発投資法人のうち当該法人の資本の金額又は出資金額をこえて第一号の資源開発事業法人（この号に該当する他の法人を含む。）に対する投資等を行なつてゐるもので政令で定めるものをいう。

第五十六條第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第七項中「前条第一項」を「第五十五條第一項」に改め、同条第九項中「第五十四條第八項から第十項まで」を「第五十四條第十二項から第十四項まで」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十六條の二第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十四條第八項」を「第五十四條第十二項」に、「第九項」を「第十三項」に改める。

第五十六條の三第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十四條第八項」を「第五十四條第十二項」に、「第九項」を「第十三項」に改める。

第五十六條の四第八項中「第五十四條第八項」を「第五十四條第十二項」に、「第十項」を「第十四項」に改める。第五十六條の五第一項中「第十三條の三第三項第一号」を「第二十條第二項第一号」に改め、同条第八項中「第五十四條第八項」を「第五十四條第十二項」に、「第十項」を「第十四項」に、「第十二項」を「第六項」に改める。

第五十六條の六第九項中「第五十四條第八項」を「第五十四條第十二項」に、「第十項」を「第十四項」に改める。

四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。第五十六條の七第八項中「第五十四條第八項、第九項及び第十項」を「第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十六條の九第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第五十四條第八項、第九項及び第十項」を「第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に、「第五十六條の九第三項」を「第五十六條の十一第三項」に改め、同条第八項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第五十六條の十一とし、同条の前に次の一条を加へる。（プログラム保証準備金）

第五十六條の十 青色申告書を提出する法人で情報処理振興事業協会等に関する法律第二条第三項に規定するソフトウェア業を営むもの（当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とをあわせ営むものを除く。）のうち、相手方との間に締結した契約に基づき、その作成に係る同条第二項に規定するプログラムの欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修をしてゐる事実があるものが、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、その補修の費用に充てたるため、当該事業年度の当該プログラムの作成に係る収入金額の百分の二に相当する金額以下を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりプログラム保証準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額（当該事業年度が合併により消滅する法人の当該合併の日を含む事業

年度である場合には、その合併に係る合併法人に引き継がれる部分の金額に限る。は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 第五十三条第四項及び第六項の規定は、前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたプログラム保証準備金の金額について、同条第七項の規定は、前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

第五十六條の八第一項中「百分の十五」を「百分の二十」に改め、同条第九項中「第五十四條第八項、第九項及び第十項」を「第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に、「第五十六條の八」を「第五十六條の九」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改め、同条を第五十六條の九とし、同条の前に次の一条を加える。

(公害防止準備金)

第五十六條の八 青色申告書を提出する法人で公害の防止に要する費用の負担が大きき、かつ、所得金額の変動が大ききものとして政令で定める業種に属する事業（以下この条において「指定事業」という。）を営むものが、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、公害の防止に要する費用の支出に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により公害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人の当該事業年度の指定期間内における指定事業に係る収入金額として政令で定

める金額の千分の三（指定事業のうち所得金額の変動が著しく大きいものとして政令で定める業種に属する事業については、千分の六）に相当する金額

二 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の公害防止準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された公害防止準備金の金額（同日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該各事業年度終了の日以前三年以内に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日以前三年以内に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の公害防止準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する公害防止準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 指定事業の全部を廃止した場合 当該廃止の日における公害防止準備金の金額
二 解散した場合 当該解散の日における公害防止準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合において公害防止準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における公害防止準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4 第一項の公害防止準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日以後である場合には、同日）における公害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該公害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第五十三條第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項前段の規定は、第一項の公害防止準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは「者又は当該事業年度終了の日において第五十六條の八第一項の公害防止準備金の積立てをすることができず者でないとき」と、同条第十四項前段中「第六項」とあるのは「第五十六條の八第二項」と読み替へるものとする。

第五十七條第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「万分の一」を「十万分の八」に改め、同項第二号中「万分の三」を「十万分の二十五」に改め、同条第十項中「第五十四條第八項、第九項及び第十項」を「第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十三項及び第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に改める。

第五十七條の二第八項、第五十七條の三第七項及び第五十七條の四第十二項中「第五十四條第八項、第九項及び第十項」を「第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十七條の五第七項中「第五十四條第八項及び第九項」を「第五十四條第十二項及び第十三項」に改める。

第五十七條の六第十項中「第五十四條第八項、第九項及び第十項」を「第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十七條の七中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第五十八條第一項中「第四十六條の二第三項第一号から第四号までに掲げる取引」を「技術等海外取引」に、「第四十六條の二第三項第三号」を「次項第三号」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項に規定する技術等海外取引とは、次に掲げる取引をいう。

一 対外支払手段（第二十條第二項第一号に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行なう自己の研究（その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究をいう。次号において同じ。）の成果に基づき取得した工業所有権等（同項第一号に規定する工業所有権等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡又は提供
二 対外支払手段以外のものを対価として行なう自己の研究の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供で、対外支払手段を対価として当該工業所有権等の譲渡又は提供を行なう者に対するもの
三 対外支払手段を対価として行なう著作権（映画の著作物の上映権を除く。）の譲渡又は

提供（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）

四 対外支払手段を対価として行なう専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、設計、監督若しくは検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設若しくは製造に関するもの、農業若しくは漁業に関する技術指導に係る役務の提供又は測量に係る役務の提供のうち、政令で定めるもの（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引。第五項において「技術役務の提供」という。）

3 前項第一号、第三号及び第四号に掲げる取引並びに同項第二号に規定する者の行なう工業所有権等の譲渡又は提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされないことその他これに類する事実があるもの（通常の技術等海外取引と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。）

第五十八条第八項中「から第四項まで」を「又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「から第三項まで」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項に規定する」を「第二項各号に掲げる」に、「第四十六條の二第三項第二号」を「同項第二号」に改め、「第十三條の三第三項第一号に規定する」を削り、「次項において準用する第四十六條第七項本文」を「前項」に、「同項本文」を

「同項」に、「第一項又は第二項の」を「第一項の」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 第二項第四号に規定する測量に係る役務の提供を行なつた者がある場合において、当該役務の提供に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該役務の提供に係る第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、当該役務の提供による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額によるものとする。

5 第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実について、当該事業年度の法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

一 第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる取引 当該取引に係る工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと、当該取引が同項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたこと又は当該取引が技術役務の提供であつたこと。

二 第二項第二号に掲げる取引 同号に規定する工業所有権等が同号に規定する者により対外支払手段を対価として譲渡又は提供をされたこと。

第五十八條の二第七項中「第五十四條第八項、第九項及び第十項」を「第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十八條の三第二項中「第五十八條第六項」を「第五十八條第七項」に改める。

第五十九條第一項中「第四十三條第一項の表の

第十三号に規定する」を「法人税法別表第三に掲げる」に改める。

第六十四條第二項第二号中「第三号の三」を「第三号の二」に改め、同条第六項中「第四十五條」を「第四十五條の二」に改める。

第六十五條の二第三項第二号中「買取り等の申出に係る」を「収用換地等に係る事業につき」に改め、「当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の」を削る。

第六十五條の三の見出し中「日本住宅公団等が行なう土地区画整理事業」を「特定土地区画整理事業等」に改め、同条第一項中「が、その有する土地」を「の有する土地」に、「を国、地方公共団体又は日本住宅公団（以下この条において「事業施行者」という。）が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に関する事業の用に供するために譲渡した」を「が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「当該法人が当該譲渡により」を「当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により」に、「期間中にその譲渡した土地等」を「期間中にその該当することとなつた土地等」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国、地方公共団体又は日本住宅公団が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に関する事業の用に供するために買い取られる場合

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項、首都圏近郊緑地保全法第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十三条第一項、防衛施設周辺の整備等に関する法律第五条第三項若しくは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第三項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合又は農地法第七十五條の八第一項の裁定により買い取られる場合

三 文化財保護法第六十九條第一項の規定によ

り史跡として指定された土地又は自然公園法第十八條第一項の規定により特別保護地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体（その設立に係る団体の政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合

第六十五條の三第二項中「事業施行者」を「同項各号の買取りをする者」に改め、同条第四項中「事業施行者」を「第一項各号の買取りをする者」に、「第一項」を「同項」に改める。

第六十五條の四第一項第一号中「第四号において同じ」を削り、「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「昭和四十七年十二月三十一日」を「昭和四十九年十二月三十一日」に改め、同条を同項第三号とし、同条の次に次の一号を加え、同条第二項後段を削る。

四 公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項の届出に係る土地が同法第六條第一項の協議に基づき地方公共団体又は土地開発公社に買い取られる場合（第六十四條第一項第二号又は前条第一項の規定の適用がある場合を除く。）

第六十五條の六第七項及び第六十六條第三項中「第四十五條」を「第四十五條の二」に改める。

第六十六條の二第二項第六号を次のように改める。

六 中小漁業振興特別措置法第四条の二第二項に規定する特定業種に属する事業を営む法人で、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで間に同項の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるもののうち、同法第六條第一項に規定する中小漁業者に該当するもので当該認定のあつた日から五年以内に同条第二項の規定による認定を

る。

第六十七條の三第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第六十七條の四の見出しを「（転廢業助成金等に係る課税の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。

薄価額を損金経理により減額したときは、その所得の金額に相当する金額は、当該事業年度の第六十七条の四第二項中「前項に規定する他の」に改め、「人を含む。次項において同じ。」を削り、「入金等の交付」を「転廃業助成金等の交付」に、該交付金等の額のうち塩業整備法第四条第一に規定する転廃業を助成するための費用で「を」と改定又は転換を助成するための費用として「に」に改定し又は転換を助成するための費用として「に」に改定する等々の額に「を」「転廃業助成金の金額に」に改め、同条第三項中「交付金等」を「転廃業助成金等」に改め、「次項」を「工場等の建設に要する期間が通算する期間が定めることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間」に改め、「転廃業助成交付金」を「転廃業助成金」に改め、同条第四項中「交付金等」を「転廢

2 前項に規定する長期外貨建債権とは、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行なわれ、月二十日前に行なつたことにより取得した長期外貨建債権で適用年度終了の日において有するものの同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債権の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこえる部分の金額

二 物品の購入、役務の受入れ、金銭の借入れその他これらに準ずる取引を昭和四十六年十二月二十日前に行なつたことにより生じた長期外貨建債務で適用年度終了の日において有するものの同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこえる部分の金額

年度後の各事業年度終了の日において、同項の規定により損金の額に算入した金額に相当する金額から当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額及び前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額の合計額を控除した金額（以下この条において「繰越控除残額」という。）がある場合には、当該繰越控除残額については、第一項の規定により損金の額に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じて、これを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該繰越控除残額をこえる場合には、当該繰越控除残額）に相当する金額を当該事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定の適用を受けた内国法人が、次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額

は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項に規定する長期外貨建債権（その支払の期限が当該事業年度終了の日の翌日から起算して一年を経過する日までに到来するものを除く。）についてその帳簿価額を減額した場合

同項の規定により損金の額に算入された金額のうち当該帳簿価額を減額した日までに益金の額に算入されなかつたもの

二 解散をした場合 第一項の規定により損金の額に算入された金額のうち当該解散の日までに益金の額に算入されなかつたもの

三 前項及び前二号の場合以外の場合において、第一項の規定により損金の額に算入された金額のうち益金の額に算入することとした金額がある場合 当該益金の額に算入することとした金額に相当する金額

6 第一項の規定の適用を受けた内国法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における繰越控除残額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該繰越控除残額については、前二項の規定は、適用しない。

7 第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入

に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

9 第一項の規定の適用を受けた内国法人につき法人税法第五十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項に規定する当該各事業年度終了の時ににおける貸金の額は、同項の規定により計算した貸金の額から繰越控除残額を控除し、これに当該各事業年度において第四項の規定により益金の額に算入すべき金額を加算した金額とする。

10 前各項に規定するもののほか、第一項の外国為替の売買相場による換算の方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項及び同項の規定の適用を受けた内国法人の適用年度後の各事業年度において欠損金額がある場合の法人税法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。第三章第八節第六十八條の三を第六十八條の四とし、同条の前に次の一条を加える。

（通貨調整後に取得した長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例）

第六十八條の三 青色申告書を提出する内国法人が、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額を確定した決算において準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額（当該事業年度が合併により消滅する法人の当該合併の日を含む事業年度である場合には、その合併に係る合併法人に引き継がれる部分の金額に限る。）は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。一 物品の販売、役務の提供、金銭の貸付けそ

の他これらに準ずる取引を昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたことにより取得した長期外貨建債権で、当該事業年度終了の日に有するものの同日における帳簿価額の合計額が当該長期外貨建債権の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこえる部分の金額

二 物品の購入、役務の受入れ、金銭の借入れその他これらに準ずる取引を昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたことにより生じた長期外貨建債権で、当該事業年度終了の日に有するものの同日における帳簿価額の合計額が当該長期外貨建債権の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこえる部分の金額

2 前項に規定する長期外貨建債権とは、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行なわれるべきこととされている金銭債権（外国為替の売買相場の変動による損失の生ずるおそれがないものその他の政令で定めるものを除く。）のうちその支払の期限が当該事業年度終了の日の翌日から起算して一年を経過した日以後に到来するものをいひ、同項に規定する長期外貨建債権とは、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行なわれるべきこととされている金銭債務のうちその支払の期限が当該事業年度終了の日の翌日から起算して一年を経過した日以後に到来するものをいふ。

3 第五十三條第四項及び第六項の規定は、第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された準備金の金額について、同条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

4 前二項に規定するもののほか、第一項の外国為替の売買相場による換算の方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定の適用を受けた内国法人につき法人税法第五十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項に規定する当該各事業年度終了の時ににおける貸金の額は、同項の規定により計算した貸金の額から第一項の規定により当該各事業年度において損金の額に算入した準備金の金額を控除した金額とする。

第七十條の四第一項第一号中「除く」があつた場合」及び「譲渡等があつた場合」の下に「第三十三條から第三十三條の三までの譲渡、設定又は消滅があつた場合を除く。」を加える。

第七十四條中「が貸し付けられる場合」を「の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行なわれる場合」に改め、「その貸付けに係る債権」の下に「（当該保証に係る求償権を含む。）」を加える。

第七十七條第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第七十七條の二を削り、第七十七條の三を第七十七條の二とし、第七十七條の四及び第七十七條の五を一条ずつ繰り上げる。

第七十七條の六中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条を第七十七條の五とし、第七十七條の七及び第七十七條の八を一条ずつ繰り上げる。

第七十八條の三第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十四年改正法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十五号。次条第一項において「昭和四十四年改正法」という。）」に改める。

第八十一條中「二年以内」にされたものに限る。）の下に「若しくは中小漁業振興特別措置法第六條第二項の規定による認定（同法第四條の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画で昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同項の規定により認定されたものに係るもので

あり、かつ、その認定された日から五年以内にされたものに限り、」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第二号又は第四号に掲げる事項について登記を受ける場合（同項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該事項が第四十六条の二第一項に規定する特定合併（昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間にされたものに限り、）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところにより、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。

第八十一条の二中「漁業協同組合整備促進法第十四条第一項の規定による勧告若しくは」及び「又は勧告」を削る。

第九十条第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、第一号を次のように改める。

一 発電設備又は鉄鋼の製造設備で、政令で定めるものの燃料用

第九十条の二第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十二条の二の改正規定、第三十四条の三の改正規定中沖繩振興開発特別措置法第十一条第一項の規定に係る部分、第四十五条の改正規定及び第五十五条の次に一条を加える改正規定、同法の施行の日

二 第十六条の二及び第五十一条の三の改正規定、工業再配置促進法の施行の日

三 第三十四条の二第二項に一号を加える改正規定及び第六十五条の四第一項に一号を加える改正規定、公有地の拡大の推進に関する法

律の施行の日

四 第三十四条の三の改正規定中土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定に係る部分、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第 号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十七年分以後の所得税について適用し、昭和四十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（少額国債の利子の非課税に関する経過措置）

第三条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入する同条第一項に規定する国債について適用し、同日前に購入した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四条第一項に規定する国債については、なお従前の例による。

（民間外貨債の利子の非課税等に関する経過措置）

第四条 内国法人が昭和四十七年三月三十一日以前に発行した旧法第七条の二に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

2 居住者又は内国法人が旧法第七条の三に規定する外国通貨による借入金につき昭和四十七年三月三十一日以前に支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

3 非居住者が昭和四十七年三月三十一日以前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第五条 新法第十一条の規定は、個人が施行日以後にその事業の用に供する同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、個人が同日前にその事業の用に供した旧法第十一条第一項に

規定する合理化機械等については、なお従前の例による。

2 新法第十二条の二の規定（沖繩振興開発特別措置法第十一条第一項又は第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。）は、個人が同法の施行の日以後にその事業の用に供する新法第十二条の二第一項に規定する工業用機械等について適用する。

3 個人の昭和三十九年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日の属する各年の前年中の事業所得に係る総収入金額のうちに旧法第十三条の三第一項に規定する海外取引等による収入金額がある場合には、同項中、「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十七年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

（青色事業主特別経費準備金に関する経過措置）

第六条 施行日において昭和四十六年から繰り越された旧法第十八条の三第一項に規定する青色事業主特別経費準備金の金額を有する個人は、同日において当該青色事業主特別経費準備金の金額を取りくずさなければならない。

2 前項の規定により取りくずした金額及び昭和四十七年一月一日から施行日の前日までの間に取りくずした同項の青色事業主特別経費準備金の金額は、昭和四十七年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第七条 新法第二十一条の規定は、個人の同条第二項各号に掲げる取引による昭和四十七年四月一日以後の収入金額について適用し、個人の旧法第十三条の三第四項各号に掲げる取引による同日前の収入金額については、なお従前の例による。

（土地改良事業施行地の後作所得の免税に関する経過措置）

第八条 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法第二十五条第一項に規定する土地改良事業により

改良された土地として利用することができることとなった土地における同条に規定する業種等の播種又は植付けにより生ずる所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（個人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第九条 新法第二十八条の三の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する転廃業助成金等の交付を受ける場合について適用し、個人が同日前に旧法第二十八条の三第一項に規定する交付金等の交付を受けた場合については、同条第三項中「期間内」とあるのは、「期間（政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同年一月一日から政令で定める日までの期間）内」として、同条の規定の例による。

（住宅貯蓄控除に関する経過措置）

第十条 新法第四十一条の二第二項の規定は、施行日以後に締結する同項の規定による住宅貯蓄契約について適用する。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十一条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十二条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後にその事業の用に供する同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前にその事業の用に供した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の規定（沖繩振興開発特別措置法第十一条第一項又は第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。）は、法人が同法の施行の日以後にその事業の用に供する新法第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用

する。

3 法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度の旧法第四十六条の二第二項に規定する基準年度の繰入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額がある場合には、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十七年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

4 新法第四十八条の二の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に原油の備蓄の用に供する同項に規定する原油備蓄施設について適用し、旧法第四十八条の二第二項に規定する法人が施行日前に原油の備蓄の用に供した同項に規定する原油備蓄施設については、なお従前の例による。

(法人の資源開発投資損失準備金に関する経過措置)

第十三条 新法第五十六条の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する資源開発株式等取得する場合について適用し、法人が同日前に旧法第五十六条第一項に規定する資源開発株式等取得した場合については、なお従前の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十四条 新法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による昭和四十七年四月一日以後の収入金額について適用し、法人の旧法第四十六条の二第三項各号に掲げる取引による同日前の収入金額については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十五条 新法第六十五条の三又は第六十五条の四の規定は、法人が施行日以後に行なうこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前行なつた旧法第六十五条の三又は第六十五条の四の規定に該当す

る資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 旧法第六十六条の二第二項第六号に規定する法人が同号に規定する勧告を受けた場合については、なお従前の例による。

(硫酸製造者の売掛金の損金算入による欠損金の処置の特例に関する経過措置)

第十七条 旧法第六十六条の九第一項に規定する硫酸製造者が施行日前に同項に規定する会社に対して硫酸を販売したことにより生じた売掛金を有する場合及び当該会社が同日前に当該硫酸製造者から硫酸を購入したことにより生じた買掛金を有する場合については、なお従前の例による。

(法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第十八条 新法第六十七条の四の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する転廃業助成金等の交付を受ける場合について適用し、法人が同日前に旧法第六十七条の四第一項に規定する交付金等の交付を受けた場合については、同条第三項中「次項」とあるのは、「工場等の建設に要する期間が通常二年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。次項」として、同条の規定の例による。

(利付外貨債の発行差金の特例に関する経過措置)

第十九条 旧法第六十八条の二に規定する外国法人が昭和四十七年三月三十一日以前に発行された同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(通貨調整措置前に取得した長期外貨債権等を期末為替相場で換算しなかつた場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十条 昭和四十七年四月三十日以前に新法第

六十八条の二第二項に規定する適用年度に係る新法第二条第二項第十一号に規定する確定申告書等を提出した法人(施行日以後同年四月三十日までの間に当該確定申告書等を提出した法人にあつては、新法第六十八条の二の規定の適用を受けることができる者で、その適用を受けなかつたものに限る。)は、当該確定申告書等に記載された事項(これらの事項につき国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法第六十八条の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、政令で定めるところにより、その異動を生ずることとなつた事項につき、昭和四十七年五月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ、この場合においては、新法第六十八条の二第八項の規定は、適用しない。

(贈与税に関する経過措置)

第二十一条 新法第七十条の四の規定は、施行日以後に同条の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税について適用し、同日前に旧法第七十条の四の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税については、なお従前の例による。

(登録免許税に関する経過措置)

第二十二条 新法第七十四条第一項又は第二項の規定は、それぞれ施行日以後に新築され、又は取得されるこれらの規定に規定する住宅用の家屋についての抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新築され、又は取得された当該家屋についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法第七十七条の二に規定する開拓者が同条に規定するあつせんにより取得した耕作又は養蚕の用に供する土地の所有権の移転の登記で当該土地の取得後一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 昭和四十七年三月三十一日以前に合併をした法人の当該合併に係る旧法第八十一条の三第一項に規定する登記又は同条第二項に規定する登記で当該合併後一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方道路税に関する経過措置)

第二十三条 施行日前に旧法第九十条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出され、又は旧法第九十条の二第二項の承認を受けて保稅地域から引き取られた航空機の燃料用の揮発油に係る揮発油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる揮発油税及び地方道路税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項及び第四項、附則第六条第二項、附則第十一条第六項から第八項まで並びに附則第十三条第二項を削る。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 個人の昭和四十三年から昭和四十六年までの各年中の事業所得に係る総収入金額のうち前条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(以下この条において「改正前の昭和四十四年改正法」という。)附則第四条第三項に規定する輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、同条第四項中「昭和四十九年」とあるのは「昭和四十七年」と、「第十三条の三第六項」とあるのは「第十三条の三第一項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和四十七年三月三十一日」と、同条第六項」として、同条第三項及び第四項の規定の例による。

2 個人の改正前の昭和四十四年改正法附則第六
条第二項に規定する輸入貨物の運送による昭和
四十七年三月三十一日以前の収入金額について
は、なお従前の例による。

3 法人の昭和四十四年四月一日から昭和四十七
年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業
年度に係る改正前の昭和四十四年改正法附則第
十一条第六項に規定する基準年度の総収入金額
のうちに同項に規定する輸入貨物の運送による
収入金額がある場合には、同条第八項中「第四
十六条の二第五項」とあるのは、「第四十六条
の二第一項中「昭和四十九年三月三十一日」と
あるのは「昭和四十七年三月三十一日」と、
同条第五項」として、同条第六項から第八項ま
での規定の例による。

4 法人の改正前の昭和四十四年改正法附則第十
三条第二項に規定する輸入貨物の運送による昭
和四十七年三月三十一日以前の収入金額につい
ては、なお従前の例による。

(農地法施行法の一部改正)

第二十六条 農地法施行法(昭和二十七年法律第
二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「昭和四十七年十二月三
十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に
改める。

昭和四十七年三月二十八日印刷

昭和四十七年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K